

平成30年第4回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び延会 平成30年12月11日 午前10時00分 開会
午後 4時45分 延会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑠
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
12番	藤井本浩	13番	吉村優子
14番	下村正樹	15番	西川弥三郎

欠席議員1名 11番 西井 覚

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	阿古和彦	副 市 長	松山善之
教 育 長	杉澤茂二	企 画 部 長	飯島要介
総 務 部 長	吉村雅央	市民生活部長	松村昇道
市民生活部理事	木村喜哉	都市整備部長	増井良之
産業観光部長	池原博文	保健福祉部長	巽重人
保健福祉部理事	中井浩子	教 育 部 長	岸本俊博
教育委員会理事	吉川正人	上下水道部長	西口昌治
会 計 管 理 者	門口昌義		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中井孝明	書 記	吉村浩尚
書 記	高松和弘	書 記	吉留 瞳

6. 会議録署名議員 9番 増田順弘 10番 岡本吉司

7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

質問 順番	議席 番号	氏 名	質疑方法	質 問 事 項	質問の相手
1	4	奥本 佳史	一問一答	大阪万博開催を見据えた着地型観光政策の推進について	市 長 担当部長
				学校給食事業の今後の方向性について	市 長 教育長 担当部長
2	5	松林 謙司	一問一答	「安定的な水の供給の確保」について	市 長 担当部長
				「災害に強く、しなやかなまち、葛城市を目指して」（国土強靱化地域計画）について	市 長 担当部長
				「抗体が失われた小児へのワクチンの再接種」について	市 長 担当部長
				更なる市民サービス向上に向けてワンストップサービスの提案について	市 長 担当部長
3	7	内野 悦子	一問一答	幼児教育の無償化について	担当部長
				風疹対策について	市 長 担当部長
				葛城市の災害対策について	市 長 担当部長
4	3	吉村 始	一問一答	新町運動公園両グラウンドの維持管理と運営について	市 長 教育長 担当部長
				溜め池や雨水貯留施設等による自然災害対策について	市 長 担当部長
				子育て世代の負担軽減について	市 長 担当部長
5	9	増田 順弘	一問一答	図書館の利用拡大と環境整備について	市 長 担当部長
				通学路の安全点検について	市 長 担当部長
				ご当地ナンバープレートについて	市 長 担当部長
6	1 3	吉村 優子	一問一答	「葛城山麓ウォーク」の今後について	市 長 担当部長
				猪対策について	市 長 担当部長

				「ワールドマスターズゲームズ2021関西」について	市長 教育長 担当部長
				人事配置について	市長 担当部長
7	2	梨本 洪珪	一問一答	葛城市の将来的な人口規模と、街づくりビジョンについて	市長 担当部長
				ごみ収集について	市長 担当部長
				人事評価制度について	市長 担当部長
				設置済みの立て看板について	担当部長
8	6	谷原 一安	一問一答	公共事業等不正事件の後始末と再発防止について	市長 副市長 担当部長
				葛城市水道事業と防災について	市長 担当部長
				保育・学童保育の定員と保育希望者数の見通しについて	市長 担当部長
9	8	川村 優子	一問一答	発達障がい者の支援体制について	市長 教育長 担当部長
				生徒・児童の「いじめ」問題について	市長 教育長 担当部長

開 会 午前10時00分

藤井本議長 ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより平成30年第4回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る11月30日の通告期限までに通告されたのは9名であります。質問者は、お手元に配付の通告一覧表に記載のとおりであります。なお、一般質問の方法は、9名の議員全員が一問一答方式を選択されています。制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて60分とし、反問時間は制限時間には含みません。また、質問回数につきましては制限はございません。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

最初に、4番、奥本佳史君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

4番、奥本佳史君。

奥本議員 皆様、おはようございます。12月の議会が始まりまして、一般質問のトップバッターとして奥本佳史が質問させていただきます。

私の質問は2点ございます。1点目、大阪万博開催を見据えた着地型観光政策の推進について、2点目、学校給食事業の今後の方向性についての以上になります。

なお、これよりの質問におきましては、質問席よりさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

藤井本議長 奥本君。

奥本議員 それでは、質問に入らせていただきます。

まず1点目の質問としまして、大阪万博開催を見据えた着地型観光政策の推進についてでございます。2025年なんですけども、大阪において55年ぶりに国際博覧会、いわゆる万博の開催が決定したことを受けまして、政府は早くも全国への経済効果が1.9兆円と試算し、2020年の東京五輪・パラリンピックとあわせて、日本の景気浮揚のきっかけとして位置づけております。そして、大阪万博の会場となる大阪湾の人工島の夢洲には、カジノを含む統合型リゾート、IRも開業して、交通インフラの整備もあわせることで、経済産業省では、会期中に国内外から2,800万人から3,000万人の来場を想定しているとされています。

これに呼応するように、大阪を中心とした近畿圏内でのインバウンド、つまり訪日観光客の増加が予想されることから、観光業を中心とした企業や自治体においても、観光政策に本腰を入れる動きが出始めております。政府による観光立国の推進については、平成15年1月に、当時の小泉純一郎総理が観光立国懇談会を主催し、その4月からのビジット・ジャパン事業、そして平成18年12月の観光立国推進基本法の成立によって、外国人観光客をふやして経済活性化を図る路線が定められており、それと呼応して、着地型観光を推進していくことも盛り込まれました。この着地型観光なんですけども、対義語である出発の発の漢字を当て

る発地型観光がかつての日本の旅行スタイル、つまり団体で観光地を巡って、大型旅館やホテルに宿泊して宴会をするという、特定の地域を楽しむことに主眼を置かない旅行に対しまして、着地型観光というのは、個人やグループの旅行者が自分で情報収集をしながら自由に観光地を訪れ、更に宿泊し、その地域を楽しむという旅行形態を指しております。旅行者が訪れる地域の情報発信力と観光商品の内容が重視されるものであります。さらに、観光事業者だけでなく、その地域の住民が参加しているのも着地型の特徴でありまして、行政と連携した取り組みも重要視されております。

日本人を含めて、旅なれたインバウンド、訪日外国人は、有名なだけの観光地よりも、余り知られていない観光地やそこでしかできない体験を求める傾向があります。そして、それらの情報収集のほとんどはインターネット上に求められ、インターネットを介して、知る人ぞ知る情報を探し求めているのです。ということは、そのニーズに対して特定地域の魅力をうまくプロモーションすることができれば、観光を産業として成り立たせることにもつながるわけです。

本市においても、インバウンド観光客の増加や学校国際交流事業が一定の成果として出てきており、市としての友好都市締結の動きもあることから、今後は着地型観光政策の充実が必要と思われまます。着地型観光政策は1年やそこらで形になるものではないので、大阪万博開催を見据えると、今から準備をしていくべきだと考えます。

現在、葛城市として、民間事業者との着地型観光政策についての連携は行っているのでしょうか。また、行っているとしたら、その成果はどのような具合でしょうか。産業観光部長にお伺いしたいと思います。

藤井本議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 おはようございます。産業観光部の池原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまのご質問の、民間事業者の連携、またその成果についてお答えさせていただきたいと思えます。

現在、葛城市にインバウンドのお客様が相撲館を中心に来ていただき、奈良県ビジターズビューローのツアーとして、平成29年度が44組、453人で、アメリカが14組、113人、中国が7組、94人、フランスが2組、45人、その他ドイツなど11カ国、21組、201人であり、平成30年10月末現在におきましては46組、663人となっております。アメリカが31組、409人、中国が12組、201人、その他デンマークなど3カ国、3組、54人が団体として来館していただいております。このように団体として来館していただいているお客様は、奈良県の観光施策等に基づき、観光客誘致促進等により、県経済の発展を図ることを目的に設立された一般財団法人奈良県ビジターズビューローのツアーとして来ていただいている方々であります。ビジターズビューローと連携することにより、多くの国の方々に葛城市を来訪していただいております。

ビジターズビューローの業務といたしましては、観光地の誘致促進のため、ターゲットとする国の旅行者やメディアなどに現地を視察してもらうツアーとしてのファムトリップの

実施や、海外におけるプロモーションも実施しております。本市もビジターズビューローと一緒に、平成27年度には台湾の台北国際旅行博や、そして、平成28年度にはフランスのパリでの国際旅行博に参加し、葛城市の観光、特に相撲をPRしたもので、その後、相撲館には台湾やフランスの方がふえてきたのも観光プロモーションの結果だと思っております。

その他の事業といたしましては、外国人向け旅行商品コンテンツの造成、旅行商品の企画造成、マスメディアへの情報発信などを行っております。先ほど申しましたように、葛城市観光協会ではビジターズビューローの旅行商品としての相撲ツアーを受け入れしており、インバウンド等の旅行者に相撲館に来ていただき、力士による相撲の実演や説明、相撲甚句の観覧、また、力士の着ぐるみを着て土俵に上がり、力士との対戦を体験等していただいております。その収支につきましては、平成29年度では約325万円の収入に対し、力士の出演料等の経費支出が約292万円で、差し引き約33万円の利益で、平成30年度は、10月末現在で約461万円の収入に対し、経費支出が約399万円で、差し引き約62万円の利益となっております。以上でございます。

藤井本議長 奥本君。

奥本議員 ビジターズビューローを介してのインバウンドの入り数が、昨年で450人強、今年は10月末時点までで660人強であって、収入については、経費等を差し引いた純利益において、昨年の33万円が、今年10月末時点で62万円と増加傾向にあるということがわかりました。この提携については今後更に進めてもらうことが重要ですけども、この程度ではまだまだ観光を産業とするレベルに持ってくるには弱いと思っております。私は、観光産業としての活性化を進めるということについては賛成ですが、現状のような取り組みでは市の懐が単に潤うだけで、地元の民間事業者にお金が落ちないことは意味がないと考えます。そのために重要となるのは、観光客の滞在時間を少しでも稼ぐとともに、お金が落ちる仕組みづくりをすることが解決の道筋であると思います。そして、そのためにはやはり着地型観光政策が重要になってきます。

最近の着地型観光政策の方向としては、地元暮らしの人々との出会いや語り合い、あるいは通常の時間帯での訪問では出会えない体験などに人気が集まる傾向があります。例えば、京都のお寺でふだん一般開放してないところに宿泊して、非公開の仏像とかを見る。それが1泊100万円とかいう話もありますけども、そういった特別な体験に対して非常に人気が集まると、そういうことがあります。そのような体験型の政策を盛り込むことについてはお考えでしょうか。

藤井本議長 産業観光部長。

池原産業観光部長 体験型の観光でございますが、着地型観光の推進となれば、来ていただく方に時間的余裕も多く生まれ、そしてニーズも高くなることから、現在周遊ルートの調査も行っておりますが、それを基盤としながら新たな観光スポットの作り込みが必要となってくると思われます。体験型観光の新たな観光スポットの作り込みの方向性としては、本市において、昔ながらの竹細工やわら細工をしている方もおられることから、体験型観光として、観光に来ていただいている方々に対し、しめ縄などのわらを使った伝統的な品や、竹を使った

ミニ門松やひな人形などの制作を、観光体験として味わっていただきたいと思います。また、市内の新たな史跡観光スポットとしても新庄陣屋町をクローズアップしていくもので、この陣屋町は、桑山家新庄藩初代藩主、桑山一晴によって築かれた陣屋であり、その後も高野街道沿いの宿場町として栄えた場所であり、当時の区割りや道標なども現在残っており、歴史漂う町並みもあります。

以上のように、体験型観光や新たな史跡スポットを新たな観光スポットとして周遊ルートの中に入れ込んでいくことも検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

藤井本議長 奥本君。

奥本議員 今、周遊ルートの検討をされてるということなんですが、周遊ルートの検討をされてるメンバーさんというのを教えていただけますか。

藤井本議長 産業観光部長。

池原産業観光部長 メンバーでございます。メンバーにつきましては、観光ボランティアガイドの会等の観光団体の皆様と市の若手職員の方と一緒に、周遊ルートを新たな目として検討してまいっております。

以上でございます。

藤井本議長 奥本君。

奥本議員 ありがとうございます。今、さまざまな方々の協力のもとで、市内の観光資源の発掘とルートづくりを行っていらっしゃるということをお聞きしました。ただ、これをお聞きしていて、決定的に欠けてるなという点が1つございました。それは何かと申しますと、あくまでも観光ボランティア、職員さんという外部の方々の主導でやっていらっしゃるということで、先ほど申しました着地型観光のポイントとなるのは、地元暮らし住民がかかわっているかどうか、これが重要なので、そこが絡んでないなと感じた次第です。

今、奈良県内で着地型観光のある、人気のある場所と申しましたら、ならまちであったり今井町であったり、そのところに行って雰囲気味わうというところが非常に人気が出ております。この2例に共通するところというのは、地元に住んでいらっしゃる住民やまちづくり団体が、知恵を出して観光資源を見出しているという点にあります。そこには表面的な観光政策だけでなく、自分たちの住むまちのあり方までも含めたまちづくりの思いが根底にあると考えているわけです。まちづくりの思いがベースにあれば、地元住民の気持ちを大切にしたい体験型のような独自の観光資源を新たに盛り込むことも可能になって、それがオンリーワンの輝きを放つことになり、最終的にはその設定ルートのストーリーにもなると思います。このような地元主導型の着地型観光を今後ともやっていただいて、進めていただきたいと思います。

それから、次にお伺いしたいことなんですけども、観光と申しますと、本市には観光協会という団体がございます。葛城市観光協会という団体につきまして、どういう事業をされているのか。また、発足の歴史というか、そのあたりも含めてお伺いしたいと思います。

藤井本議長 産業観光部長。

池原産業観光部長 観光協会の事業でございます。観光協会は、平成16年10月に當麻町観光協会と新庄町観光協会が合併したもので、お互いに観光事業の健全な発展と地域の活性化を図ることを目的としており、現の観光協会も同じ目的で行っております。事務局は市の商工観光課で行っている任意団体でございます。

主な事業といたしましては、観光客の誘致促進として、奈良県ビジターズビューローとの連携で、観光地の誘致促進のため、海外旅行事業者やメディアなどの現地を視察してもらうツアーを行うファムトリップやインバウンドツアーの誘致、ぼたん祭の実施、そして、国宝や重要文化財などをたくさん有する當麻寺を自由に散策していただけるような境内案内図を作成するなど、観光振興を図っております。そして、けはや法要やわんぱく相撲大会、けはや祭りなど、観光としての相撲振興も図っております。葛城市マスコットキャラクター蓮花ちゃんとともに、相撲発祥の地、葛城市として周知しながら、観光客の誘致を行っているものでございます。

以上でございます。

藤井本議長 奥本君。

奥本議員 葛城市観光協会は商工観光課が事務局となっているけども、あくまでも任意団体との位置づけということでした。葛城市は、その任意団体に対して公的な予算措置をしておりますけども、その内容についても教えていただけますでしょうか。

藤井本議長 産業観光部長。

池原産業観光部長 ただいまのご質問の、観光協会の予算関係でございます。葛城市観光協会の予算内容は、平成30年度予算で、事業費1,800万円のうちイベント費が900万円で、ぼたん祭り、けはや法要、わんぱく相撲大会、けはや祭り、竹内街道活性化事業、土俵婚・模擬結婚式、その他観光振興事業等の事業を行っております。その財源のうち、市から観光協会補助金120万円はぼたん祭り等のイベント費、また、事業補助金として綿弓塚保存会、孝女伊麻保存会への補助金等を充当し、同じく、市からの観光振興補助金400万円は、けはや祭り等相撲関連事業や街道活性化事業、観光PR活動事業や蓮花ちゃん関係の事業に充当することとしております。その他10万円が、その他の新たな事業に充てる費用となっております。

以上でございます。

藤井本議長 奥本君。

奥本議員 ということは、観光協会とは、新たな観光客を誘致するための活動をして、そのために市は事業費を充てているものだと思っていたんですけども、今のご説明では、現状で新たな事業に充てる予算が非常に少ないということがわかりました。このような金額しか新事業推進に使えないのでは、観光産業として推進していくためには不十分と言えるのではないかと思います。

数日前の読売新聞に掲載された記事なんですけども、非日常の着地型観光を求める観光客に対しまして、これまで各地の地域で観光振興を担ってきたはずの観光協会では事業の変化に対応し切れていないことが全国的に問題になっているという記事がございました。そもそも観光協会とは、都道府県や市町村ごとに設立されることが多くて、その業務内容のほと

んどが、花火大会や祭りの開催、既存観光地の紹介にとどまっており、観光戦略も持ち合わせず、専門性を持ち合わせる人材がいないことに加えて、財源についても大半が行政の公金に頼っており、思い切った事業展開ができないので、観光のプロも育たず、真の観光事業を行えない理由だという記事がございました。

一方、海外に目を向けますと、デスティネーション・マネジメント・オーガニゼーションという、DMOという団体があるんですけども、これは、観光物件や自然、食、芸術、芸能、風習、風俗など、当該地域にある観光資源に精通し、地域と協働して観光地域づくりを行う法人制度をもとにして観光産業を牽引するという、そういう団体の事例がございました。国土交通省の観光庁もそれにならひまして、平成27年に日本版DMOを立ち上げました。そして、平成28年2月、日本版DMOの第1号の24法人を登録して、本格的な観光産業の育成に進んでおります。ただ、旧来の観光協会頼りの自治体との間で、DMOのある自治体との間の大きな開きが出始めているのが現状でございます。本来、観光政策というのは、決まり切ったルーチン業務だけを行うのではなく、新たな取り組みに力を入れる部分が大きくなければならないと思います。法人としての冠がつかない任意団体であることで法的な規制があつて、もうけを追求できない、そういう体制から、自主財源を生み出して、戦略を持って観光産業を政策的に支援する組織が必要とされるのは、現在、世の流れでございます。その流れからいっても、葛城市の観光協会はある方そのものを考え直す時期に来ているのではないかと思うのですが、市としてはどう思われますか。

藤井本議長 産業観光部長。

池原産業観光部長 ただいまの観光協会のあり方という考え方でございます。言われるように、現の観光協会は事務局主体で事業を執行しているがゆえに、柔軟な事業展開ができていないのが現状でございます。今、葛城市だけではなく、全国的に従来の観光協会などの組織が観光市場の劇的な変化に対応し切れず、制度疲労を起こしているのは現実であります。観光を産業として展開していくには、お金を落としてもらう仕組みづくりを根本に置き、商売をされている方や地域に住まわれている方など、地域を巻き込んで、そして高い専門性を有する民間事業者も巻き込み、組織として地域と民間事業者と行政による観光ビジネスの共同体とし、観光経営を担うがための機能、高い専門性を有し、観光行政と役割分担による権限と責任を明確にしたプロフェッショナル的な組織が必要と考えられます。このような組織は、地域に継続的に経済効果をもたらすことができ、今後、従来の自然資源や文化、歴史資源のみならず、体験や交流が観光対象となることから、地域の農商工関係者や地域住民という新しい担い手がいてこそ、国内、国外を問わず、観光旅行者に地域に感動いただくことができる知的体験を提供できるものと思われまふ。

以上のように、従来の観光振興組織から、これからの時代の変化と時代の要請に応えられる新たな観光産業の主体のあり方を、今後は研究してまいりたいと思ひます。

以上でございます。

藤井本議長 奥本君。

奥本議員 ありがとうございます。昔のように、観光資源があれば放っておいても人が集まるとい

う時代が、もうそういう時代ではなくなってきました。これからは高い専門性を持ったプロフェッショナルな戦略を描くことが非常に重要となりますので、できるだけ早く観光協会を、そのような組織へのブラッシュアップを進めていただきたいと思います。

それでは、続きまして、観光における滞在時間を延ばす方法としまして、宿泊ということが非常に重要な要素となってくると思います。私の3月の一般質問でもお聞きしました民泊についてなんですけども、その後、民泊法が制定されました。制定された後の葛城市の状況についてお聞かせください。

藤井本議長 産業観光部長。

池原産業観光部長 民泊の状況でございます。民泊につきましては、訪日外国人旅行者が急増する中、急速に拡大しつつある民泊サービスについて、その健全な普及を図るため、事業を実施する場合の一定のルールを定めた民泊宿泊事業法は、平成29年6月16日に公布され、平成30年6月15日に施行されました。この法律に基づき、住宅宿泊事業を営もうとする者は都道府県に届け出が必要となり、その結果、民泊新法施行前時点で全国的には5万6,000件の民泊施設がありましたが、現在、全国でも届け出が1万件に届いていない状態で、その理由といたしましては、約20種類の書類が必要で、個人の民泊事業者が対応するのは難しい点や、平均5回、行政機関に通う必要があるなど、ハードルが高いことが考えられております。そのような状況の中、葛城市内での住宅宿泊事業法の届け出はゼロ件となっております。

以上でございます。

藤井本議長 奥本君。

奥本議員 やはり法律が民泊を推進するような感じに見えるんですけども、実は違法民泊を締め出すということに主眼が置かれてることもあって、非常に開業にはハードルが高いという現状がわかりました。今後このあたりをどうしていくかということも踏まえてなんですけども、今年、私が1月と8月に、中国からの修学旅行生の誘致を行いまして、学校の方で受け入れていただいた経緯があるのですが、実は、その際に宿泊施設がなかった関係から、橿原市、桜井市、天理市、大淀町、下市町で、分散してホームステイを受け入れていただいたんです。市内の数軒のお宅においても、その際にホームステイを受け入れてくださった方があるんですけども、その後、私を含めた、葛城市、橿原市、桜井市、宇陀市、御所市、五條市の市会議員の有志で、奈良県南部に訪日教育旅行を招致する会というのを今つくってございまして、その会が中心となりまして、平成31年度7月なんですけども、数万人規模の誘致を行うということで、ほぼ実現できそうな感触が今、来ております。そうなってくると、ホームステイと違って民泊というものを視野に入れる必要が出てまいります。葛城市においては、先ほどのホームステイを受け入れた世帯の方や、ほかにも民泊をやってみたいとお考えの方が何人かいらっしゃるということを私も聞き及んでるんですけども、民泊事業を観光産業として展開するための支援としては、市として何か特区のような、そのような方策というのは何かお持ちなのでしょうか。

藤井本議長 産業観光部長。

池原産業観光部長 特区民泊は国家戦略特区に含まれていないと適用されず、奈良県は国家戦略特区

に含まれていませんが、民泊が注目されている中で、葛城市内で1件の届け出もない中、今後は1件でも届けをしていただくことにより、滞在という視点に立った着地型観光のより一層の推進につながることから、より届け出しやすくなるよう、地域を巻き込んだ着地型観光の基盤づくりの推進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

藤井本議長 奥本君。

奥本議員 国家戦略特区についての考え方は理解いたしました。また、葛城市として着地型観光の基盤づくりを進めていただけるということをお聞きしまして、今後に期待したいと思います。ただ、宿泊という問題は、やはり今後の観光政策については非常に重要となってくるべきことでございます。また、先ほど、一番最初、冒頭に申しましたように、2025年の大阪万博の開催も見据えた上で、今後、葛城市がどのような観光政策の方向性を持って進んでいくか、そのあたりにつきまして市長にお伺いしたいと思います。

藤井本議長 阿古市長。

阿古市長 非常にタイムリーなご質問やと感じております。2025年に大阪万博の開催が決定されました。実は、翌週には各部局に、大阪万博に向けた葛城市の新たな取り組みがあるのかどうかを検討しろという指令をしております。その中で、まだ具体的な案としては出ておりませんが、従前の考え方といたしまして、私の方は、観光をいかに観光産業にかえるのか。これは、議員のご指摘のとおりでございます。その中で、やはり滞在時間を延ばすということが地元にも利益をもたらす。宿泊施設の誘致に取りかかっている最中ではございまして、方向性としては、その方向性が一番であるだろうと感じております。行政が観光にお金を使うということは、本来でしたら地元住民の皆さん方に投入すべき税金を、来ていただく方に使うという形になりますので、本来はやはり地元の人に使うべきものでありますので、そこへあえてつぎ込む意味というのは、やはり税金を投資することによって活気が生まれ、新たな税収につながる、民間事業者の方がもうけていただく、そういうような仕組みづくりが大切であるという考え方でございます。

まず大阪万博2025年に向かいます。想定では3,000万人の方が来られる。それは、当然のことながら、海外の方もおられますし、国内の方も数多く来られるということをもまず認識しないといけないと思います。インバウンドだけでは観光施策というものはあり得ない。逆に言いますと、非常に昨今インバウンドという言葉が華々やかに叫ばれます。ただ、多分、3,000万人の観光客を見ると、私は、必ずしも海外の方の人数が多いとは考えておりませんので、当然のことながら、インバウンドと含めて国内観光のあり方というものを考えていけないといけない。これは、民間企業の考え方なんですけども、大抵の場合、華々かにそれがいいですということが盛んに行われるようになったときには、現実としてはもう対応する時期ではない、遅いということでもあります。商売的な感覚ですけども、いいと言われたことをやるようではもう遅いということやろうと思います。ですから、新たな、体験型もいろいろあるんですけども、まず何が体験型の、観光施策も、それは有意義なんですけども、まず考えないといけないのは、来ていただいた方にいかに満足してもらえるかということを考える

必要がある。それも体験型が今とりはやされてる1つの意味であろうと思います。満足されれば、それが今の通信媒体の中で非常に広がっていくということでございますので、新たな取り組みとして何ができるのかということを考える必要があると考えます。

インバウンドの方に関係いたしましたは、今、外国語のボランティア団体を立ち上げたいという思いで、今模索してる最中でございます。そちらの方は多分、次年度か次々年度には立ち上がる根回しをさせていただいてるというのが実情でございます。

それと、国内観光客というのは、私は絶対的に無視はできないと思っております。インバウンドの方も力を入れますけども、ある種、国内の中で従前とは違った考え方を入れる必要があるであろう。例えばの話、少子高齢化時代が来ると叫ばれております。必ずしも葛城市はその方向に行くべき施策ではないものと考えておるわけなんですけども、高齢者の方がふえるということであれば、ターゲットをどこにするのか、どの世代層をターゲットにするのかということも1つの課題であろうと感じております。ある一定の年代の戦略をつくり上げるということも大きな必要性があるのかなと感じております。

それと、観光協会の話は、議員ご指摘のとおりでございます。行政サイドが事務局を持ってやるその事業といいますのは、やはりこれは公的機関でございます。民間事業者といいますのは、非常にそれで死活問題になりますので、いかに利益を上げるか、いかに発展さすかということを考えます。その1つの取り組みといたしまして、12月2日に行った民間事業者を取り入れた形での土俵婚・模擬結婚式をいたしましたけども、それを見てますと民間企業の、来ていただける方に対する対応の仕方等、そのレベルを見ますと、まだまだ観光協会には問題がある。議員ご指摘のように、そういう民間の知恵も人材もかりる形で、私は観光というものを考えていけないといけないという思いでございます。まさに大阪万博2025年は、私たちが1970年に体験したような万博、あのにぎやかさが今も印象に残ってるわけなんですけども、時代背景の中で、今の現状の中で果たしてそこまで行くのかどうかわかりません。ただ、インパクトとしては非常に大きい。これはオリンピック以上のものであると認識しております。例えば、オリンピックの場合でしたら2週間ですとか3週間以内の期間でございますが、大阪万博は5月から11月まで約半年間の会期の期間がございます。その中で、大阪ですので、非常に葛城市は有利な立地条件にありますので、それをいかに引き入れるかということを最大限考えていく必要があると考えております。

以上でございます。

藤井本議長 奥本君。

奥本議員 市長、ご答弁ありがとうございました。市の観光政策として、観光を観光産業にかえていくという心強いお言葉がございまして、もろもろのお話がございました。観光協会のあり方についてもご指摘のとおりというお言葉をいただきまして、今後、行政として、市民と一緒に巻き込んだ形のいい方向性を実現していただければと思います。どうもありがとうございました。

続きまして、次の質問に入らせていただきます。2番目の質問としまして、学校給食事業の今後の方向性についてでございます。まず最初は、葛城市学校給食の給食費の未払いにつ

いての質問となります。これまで過去多くの議員からも、給食費未払いについての質問がされていますので、まずはその過去のやりとりを振り返ってみたいと思います。平成21年3月の総務文教常任委員会の中で、給食費の滞納についてふれられております。それによると、平成21年1月末現在で76名、159カ月分、金額換算で58万5,620円の滞納があるが、決算までには確実に集金するという方向で進んでいるので、滞納はないと認識していただきたいという理事者側の説明が残っております。

続きまして、平成29年3月の予算特別委員会ですけれども、この段階で、平成27年度決算で288万9,000円の滞納があるとの指摘に対しまして、39万1,000円の回収で残額が249万8,000円となっている。しかし、回収率が平成27年度で12.6%だったものが、平成28年度で13.5%に伸びているとの回答でした。さらに、その滞納金について、中学校を卒業してからの回収がどうなるかとの質問については、現住所があり、追っていける場合は、督促を出し、交渉していく努力をしていきたいとの理事者側の回答で終わっております。そして、平成29年9月の第3回定例会におきまして、監査委員報告の中で、学校給食費の滞納繰越処分についてふれられております。それによると、年々増加傾向にあるため、早急に徴収方法等の抜本的改革に取り組み、公平性を確保していただきたいとの申し入れに至っております。

以上が過去の経緯です。葛城市の給食費につきましては、後ほどの質問でもふれるんですけども、関係各位のご尽力によりまして、県内でも最低ランクの金額に抑えられております。ところが、その一方で、こういった給食費未払いの問題についてはこれまで真剣に取り上げられなかったような感じがします。

以上を踏まえまして、給食費未払いの現状とその対応についてお聞かせいただけますでしょうか。

藤井本議長 岸本教育部長。

岸本教育部長 おはようございます。教育部長の岸本でございます。よろしく願いいたします。ただいまの奥本議員のご質問にお答えさせていただきます。

12月1日現在の給食費の未払いの現状でございますが、平成24年度から平成29年度までの未払い金合計としまして304万8,582円となっております。直近3カ年の現状につきましては、平成27年度が57万8,678円、平成28年度が40万3,114円、平成29年度が35万2,300円という状況でございます。この給食費の未払いの主な原因といたしましては、家庭の収入に余裕がないことが原因であると考えられますが、各学校における未納金の納付指導などにより、毎年約30万円前後の未払い金を徴収していただいております。毎月の給食費の事務手続につきましては、毎月初めに、給食費請求人数について給食センターと学校との確認作業をいたしました後、給食センターより各学校へ給食費の請求を行っております。各学校では、給食費などの学校に係る経費を保護者より定期的に徴収後、その徴収金から給食費を出金し、全生徒分をまとめて市会計へ納付されるという流れになっております。その際、給食費の未納の方に対しては、再度学校より納付依頼をしていただいております。それ以外にも保護者面談や通知などにより給食費の納付依頼をしております。しかしながら、給食費の未払いは累計で年々増加傾向であるというところでございます。

以上でございます。

藤井本議長 奥本君。

奥本議員 徴収について頑張っていたらということなんですけど、その一方で、やはり同じ額、それ以上が積み上がっていったらということ、抜本的な解決にはなっていないのかなという感じがしました。

先ほど、私が調べたという過去の答弁の中に、実はもう一つ、給食費未払いに關しまして不納欠損という言葉が出てくる箇所がございました。不納欠損とは何かということは私もよくわからなかったの、法的なことについて調べたんです。そうすると、不納欠損とは、歳入徴収額の回収不能を防ぐため、督促状の送付や財産差し押さえ、分割納付、納付延長などの措置を講じたが、何らかの理由で徴収ができず、今後も徴収の見込みが立たないとき、地方自治体はその徴収をあきらめることとありました。ところが、学校給食費についても調べたんですが、これは法的には保護者が支払う材料費の対価であって、歳入ではないと。つまりそういうことなので、不納欠損とは言えないという解釈もございました。ただ、こういう形で非常に法的な位置づけが曖昧な給食費の未払いということがわかったわけなんですけども、この問題は葛城市に限らず、全国いろんな自治体で未払い問題が今、苦慮されております。自治体によっては未払いの給食費を不納欠損と位置づけて、条例を制定して滞納者への対応を求めているところもございます。現に県内でもそのような自治体があるということ調べてわかりました。ただ、材料費の対価であるので、消費した以上は支払う義務が生じるのは当然であって、それを回収することも当然の権利であり、義務であるのは明白です。

以上を踏まえた上で、葛城市として滞納者への対応はどうされているのでしょうか。

藤井本議長 教育部長。

岸本教育部長 葛城市の対応でございますが、給食センターと学校との間で事務をやりとりしながらやっておるところでございます。今おっしゃっていただきましたように、欠損処分等の法的な問題等も踏まえまして、今後、新たな徴収方法、また事務手続を取り入れるなどしながら、少しでも未払い金を減少させるように努めていきたいと考えておるところでございます。

藤井本議長 奥本君。

奥本議員 同じような答弁を以前にもなされてるんですけども、非常に難しい問題で、払ってもらえないのを徴収するということをどうするかという議論は、この場で結論は出ないと思うんですけども、今後いろいろ取り組んでいただきたいと思っております。ただ、先ほど未払いの原因についておっしゃったところで、家庭の収入に余裕がないという背景があるとあったんですけども、それはそれで福祉政策的な意味がまた絡んでくるのかなと思いますので、未払いについての詳細な調査というのをおあわせて進んでいただきたいと思います。

その上で、今ご答弁ありましたように、これまで学校任せだった未払い給食費の回収対応について、学校、給食センター、教育委員会の3者が緊密な連携を行って対応するという体制を一刻も早く構築していただいて、職員や先生方の異動で問題が棚上げされたり、あるいは最悪未対応のまま終わってしまうということがないようにお願いしたいと思っておりますので、そここのところはぜひともよろしくお願ひします。

では、続きまして、一般会計からの補てんについてなんですけども、質問させていただき
ます。給食費の一般会計からの補てんにつきましては、これも過去の一般質問でも、その
時々的一般財源からの補てん額を説明されている経緯もあるんですけども、先日開催されて
おります学校給食運営委員会でも、平成29年度の経費状況をお示しになっているようですが、
その点について改めてお伺いしたいと思います。

藤井本議長 教育部長。

岸本教育部長 平成29年度からの補てんでございます。平成29年度決算における一般財源からの給食
費に関する補てん額は1,001万1,557円でございます。小学校ベースに換算いたしますと、
1人1食当たり約11円の原材料費を補てんしている現状でございます。

学校給食に関する法律の定義には、学校給食に係る経費のうち、原材料に係る経費は保護
者の負担で、それ以外の運営に要する経費は行政負担であると分類されています。そのよう
なことから申し上げますと、本来は、この補てん金約1,000万円は保護者が負担すべき経費
であると解釈されるところでございます。

現行の給食費につきましては、平成26年の消費税率分の給食費の見直しを除いて、平成22
年度以降、物価上昇等に合わせた見直しは行っておらず、そのようなことが補てんにつな
がっている1つの要因でもあると思われま。また、来年10月には消費税率の改定も予定さ
れまして、この補てん額については更に上昇することが予測されることから、給食費の見直
しが必要な時期であるかと考えるところでございます。なお、見直しについては、単に経費
の負担割合のみにとらわれることなく、給食を食する児童や生徒に、安全・安心で今以上に
おいしい給食を提供することを主体に検討していくことが重要であると考えております。

以上でございます。

藤井本議長 奥本君。

奥本議員 冒頭でちらっと申しましたけども、平成30年度11月1日現在の県内12市の学校給食費を調
べてみました。そうすると、葛城市は最も安い給食費となっております。小学校で比べま
すと、最も高い市に比べて月500円安い、中学校では、最も高い市に比べて月700円安い、県
内最低水準の給食費となっております。ある意味、これだけ差があると一般財源からの補て
んが高額になるのも当然であると思われるんですけども、これまで物価上昇についての転嫁
もうまくできていない。非常に言いにくいことを先送りしてきたツケを払っているとも捉え
ることもできます。子どもを育ててる身からすると、給食費というのは安いに越したことは
ありませんが、実際、法で定められたことを曲げてまでこの状況を放置するということは問
題かと思われま。これについても抜本的な対応の見直しを今後お願いしたいと思います。

続きまして、給食センターの業務委託についてお伺いしたいんですけども、現在の給食セ
ンターの調理配送委託事業者の選定に関しては、当時私も委員の1人としてかかわらせてい
ただきました。そろそろ次のプロポーザル選定を進める時期に来ているのではないかと思う
のですが、今後のスケジュール的なことと、新しい業者にもしかわった場合、オペレーショ
ンの問題、つまり調理、配送、運営、給食の味つけも含めた、その辺のオペレーションのノ
ウハウがうまく引き継いでいただけるのかというのは心配になります。そのあたりについて

お答えいただけますでしょうか。

藤井本議長 教育部長。

岸本教育部長 給食センター業務委託でございますが、給食センターの調理配送業務につきましては、議員おっしゃっていただいたように、公募型プロポーザルにより決定されました株式会社東洋食品が現在受託運営をしております。契約期間は平成27年8月1日から5年間の契約となっております。来年8月には契約満了の1年前を迎えることとなりますので、本年末ごろより契約満了の手続についての準備が必要となってくると考えております。まずは5年前の手続方法を基本にスケジュールを進めて、次期契約の事務手続を進めてまいりたいと考えております。また、仮に業者がかかった場合は、オペレーションや味の引き継ぎにつきましては、現在の委託業者や栄養士、また給食センター職員とも十分検討し、支障の出ないように対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

藤井本議長 奥本君。

奥本議員 スケジュール的なこともお伺いいたしまして、オペレーションのことについても引き続きということでお伺いいたしました。ただ、前回の給食センター、今の新給食センターに移行する際なんですけども、栄養士さんが同じで味つけされてる方が同じにもかかわらず、調理の具合が若干違ったのかして、味が変わったという問題があった。非常に苦情も含めて残食がふえたという経緯がございました。当時はそのすり合わせに学校、教育委員会、それからPTAも一緒になってかなり苦労した記憶がございます。今後同じことが起こらないようにご留意だけいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、最後に、給食の地産地消についてお伺いしたいと思います。これについて過去の一般質問でも何度か取り上げられてるようなんですけども、そのあたりお願いいたします。

藤井本議長 教育部長。

岸本教育部長 食材の調達についての考え方でございますが、食材調達につきましては、常に安全・安心かつおいしい給食を提供するために、新鮮な食材調達に日々心がけております。また、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深め、生産者の努力や食に関する感謝の念を育むために、地場産品の活用を進めておるところでございます。また、県内産はもとより、葛城市産の食材の活用を推進し、地元食材の認知度の向上を図ることにあわせ、献立では郷土料理を取り入れるなどの工夫も行い、県教育振興大綱の学校給食における教育の推進の目標でもある地場産物活用率の向上を推進していくこととあわせまして、これまでと同様に新鮮な食材調達に日々心がけていきたいと考えております。

以上でございます。

藤井本議長 奥本君。

奥本議員 先ほど申しましたように、過去の一般質問におきましても、地産地消について何人かの議員がふれられております。特にそれまで野菜につきましてはかなりの比率で葛城市産のものが使われているという、これも私も過去に給食運営委員会でお聞きしてたんですけども、過去の質問にもありましたように、米については奈良県給食会が提供する統一米のために、葛

葛城市産は多くても8%どまりという、これは、もうこれ以上ならないという回答を当時の理事者側でされているという記録が残っております。県の統一米のことなんですけども、当時、私も奈良県のPTA協議会の役員としまして、毎年行われている奈良県給食会の統一米選定会議というのにも出たこともあるんですけども、県内の統一米の銘柄、これは主にヒノヒカリでしたけども、それを主としてブレンド何%で、それぞれ県下からの集められたお米ということで、非常に比率まで厳格に決められたブレンド米でした。だから、これを使っているとどうしても特定の地域のお米を多くするというのは難しいという経緯があったのは存じております。ところが、先年の米飯の調達先変更に伴いまして、米の仕入先もかわったかと思えます。これは、考えようによっては、給食会の統一米を使う縛りがなくなったので、葛城市産の米を使えるチャンスかと、そう思うわけなんですけども、それによって一層の地産地消を進めることができるのではないかと思います。そのあたりも踏まえた上で、今後の葛城市学校給食の方向性について、教育長に対してお伺いしたいと思えます。

藤井本議長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

ご質問ありがとうございます。給食の問題につきましては、私も教育長に就任させていただいてからさまざまなご質問もいただきまして、その都度回答もさせていただいております。今、議員ご質問の、地産地消の問題につきましても、給食センターの方と連絡を密にいたしまして、可能な限りふやすような方向で進めてまいったというのが現状でございます。また、お米に関しましても、今、議員がちゃんと説明していただきましたように、学校給食会の方から納入しているということがありましたので、なかなか動かなかったんですけども、今、納入業者を変更したということに関して、多少というか、改善の余地も出てきたということで、今盛んに議論を進めて、可能な限り進められるような方向で進めているというのが現状でございます。これも含めまして、更に地産地消の率を高めることが可能か、先ほど部長が言いましたように、よりおいしい給食を実現することが可能かということを目標にいたしまして、今後の給食運営にも進めてまいりたいというふう考えております。

以上でございます。

藤井本議長 奥本君。

奥本議員 ありがとうございます。お米の問題というのもいろいろあると思うんですけども、県の教育大綱にもものをもって、地産地消をできる限りふやしていくという方向性で進めていただきたいと思います。ただ、それを行うことによって材料費が上がるというのは、恐らく避けて通れないところだと思うんですけども、そのあたりは、言ってみれば自治体の行政側の都合でかえてるところなので、保護者への一方的な転嫁というのはどうかと思いますので、そのあたりの柔軟な対応というのを今後考えていただくことをお願いしまして、私の今回の給食に関する質問は終わらせていただきたいと思います。

以上です。

藤井本議長 奥本佳史君の発言を終結いたします。

次に、5番、松林謙司君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

5番、松林謙司君。

松林議員 皆様、おはようございます。公明党の松林謙司でございます。ただいま議長のお許しをいただき、これより一般質問をさせていただきます。

今回、私の質問は4点ございます。まず、第1点目が、安定的な水の供給の確保について。第2点目が、災害に強く、しなやかなまち、葛城市を目指して（国土強靱化地域計画）について。第3点目が、抗体が失われた小児へのワクチンの再接種について。そして、最後の第4点目が、更なる市民サービス向上に向けてワンストップサービスについて。以上4点につきまして質問をさせていただきます。

なお、これよりの質問は質問席にてさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

藤井本議長 松林君。

松林議員 それでは、まず第1点目の安定的な水の供給の確保について、お伺いをさせていただきます。まず、国の経済は穏やかに回復傾向にあり、今後も景気回復が続くと予測される中、経済成長の恩恵を地方や中小企業に着実に広げていくとして、成長と分配の好循環のための生活密着型インフラ整備を推進しております。平成30年度水道施設整備予算案には、全国の自治体で老朽化が進み、管路の更新が問題視されている水道施設の水質安全対策、耐震化対策として375億円が計上されております。これは、前年度より20億円の増額であり、従前に増して水道管の修繕や改修を担う中小規模事業所に経済波及効果が及ぶことが期待される所所であります。そして、水道事業自体の現状として、我が国の水道普及率は97.8%に達し、国民生活の基盤として必要不可欠なものとして発展を遂げております。しかし、その一方で、国ではこの水道事業に対して、喫緊に解決をしなければならないさまざまな課題に対処すべく、今月6日、改正水道法が可決成立いたしました。

少し前置きが長くなりましたが、このような水道事業を巡る現状と課題を踏まえながら、当葛城市における水道事業の現状と将来の見通しについてお聞きをさせていただきます。

まず、水道施設の適切な管理を推進することが大事になってくるわけですが、その上で欠かすことのできない水道台帳の整備状況はどのようになっているのか、また、水道台帳の整備については、現行、今までの水道法に義務づけをされていたのかどうか。そのことについてお答えをよろしくお願い申し上げます。

藤井本議長 西口上下水道部長。

西口上下水道部長 上下水道部、西口でございます。よろしくお願いいたします。

水道台帳の整備は、配水管に係る部分につきましては、合併前より両町とも整備済みでございましたが、浄水場に係る部分につきましては未整備であり、老朽度調査あるいは定期点検等で更新工事、維持管理を行ってまいりました。今後、老朽度調査、定期点検のデータをもとに、浄水場についても台帳整備を行う予定でございます。

新しい水道法では、水道台帳の整備は義務づけされておまして、予定では平成32年4月1日より施行され、施行日より3年以内に整備することとなっております。また、現行の水道法では義務づけはされておりませんでした。

以上でございます。

藤井本議長 松林君。

松林議員 現行、今までの水道法では、水道台帳の作成は義務づけはなかったが、当葛城市におきましては、水道台帳を作成し、管理をしていただいたとのこと。葛城市民にとりまして安全で質のよい水の安定供給のために日ごろより献身的にご尽力をいただき、感謝申し上げるところでございます。

水道施設の維持、構造設置時期等の施設管理上基礎的事項を記載した水道管理台帳は、水道施設の適切な管理のほか、計画的な施設の更新、災害対応、広域連携や官民連携の検討等の全ての基礎となる有用な情報となり、極めて重要な位置づけとなっております。災害時において水道施設データの整備が不十分であったため、迅速な復旧作業に支障を生じた例も見受けられます。このたび成立いたしました改正水道法では、新たに、水道事業者に対し水道施設台帳の作成、保管の義務づけもされております。日本のインフラは、高度経済成長期の1970年代に急速に整備が進んだため、今後一気に老朽化の波が押し寄せてまいります。水管は法定耐用年数が40年であり、管路の経年化比率、老朽化はますます上昇することが見込まれます。全国の管路更新率は0.74%であり、このままのペースで全てを更新するまでに130年もかかる見通しではありますが、当葛城市における管路更新率は何パーセントなのかをお答えください。

藤井本議長 上下水道部長。

西口上下水道部長 上下水道部、西口です。

葛城市においては、平成29年度の布設替え延長は約1.6キロメートルで、管路更新率は0.7%となっております。また、葛城市においては、平成31年から平成40年の間で耐用年数を終える配水管は、毎年平均3.3キロメートル、平成41年度から平成50年度までは平均3キロメートルで、今後計画的に布設替えを行う必要があると考えております。

以上でございます。

藤井本議長 松林君。

松林議員 給水管の材料として、戦前、戦後、高度経済成長期を通し、比較的安価で加工の容易な給水管として鉛製の管、いわゆる鉛管が使用されてまいりました。また、石綿セメント管、いわゆるアスベスト管も昭和25年にJ I S規格で制定され、長年使用され、昭和62年にJ I S規格も廃止され、新たな敷設には使用されてはいないとのことではありますが、鉛管、アスベスト管ともに体に影響を及ぼすおそれのある物質として、また、水の安全を確保する上で早急な更新が必要と考えますが、ここで改めてお伺いをさせていただきますが、当葛城市におきまして、鉛管とアスベスト管の交換は終えているのかどうか。そして、まだ残っているのであれば、どこにどのくらいあるのか。そして、それらの更新状況はどのようになっているのか、お答えをお願いいたします。

藤井本議長 上下水道部長。

西口上下水道部長 鉛管につきましては、昔、昭和30年代、水道事業創設前後に本管からの引き込み、あるいは宅内配管のごく一部に使用されていたと思われまます。葛城市ではもともと余り使用

されてないようで、水道課の方では把握はしておりませんが、昔から工事を行っております市内水道工事業者7社に聞き取り調査しましたところ、10年前に1件、昨年に1件、引き込み管に使用されていた事例があったようでございます。今後、市の発注工事、あるいは個人依頼の工事で鉛管を発見した場合は水道課に報告するように依頼しており、その際の更新となってきます。

アスベスト管、いわゆる石綿管は導水管といいまして、貯水池から浄水場に原水を引き込む管路がほとんどで、中戸地区に約200メートルほど残存しております。配水管につきましては、当麻寺駅の踏切の下等で約40メートルほど残っております。石綿管につきましては、いずれも布設替えの難しい場所に残っておりますが、更新が必要であり、検討してまいります。また、水道の石綿管につきましては、水道管として利用する限り、呼吸器からの吸入に比べ毒性は極めて小さく、また、水道水中の存在量は問題にならず、水質基準の設定もなく、安全とされています。

以上でございます。

藤井本議長 松林君。

松林議員 鉛管はほとんどなしで、今後、発見次第に更新していくということで、そして、アスベスト管はわずかに残っているということではありますが、たとえわずかでも体に影響を及ぼす可能性が懸念されるのであれば、早期に交換をしていただき、安心して水が使えるように水の安全の確保に努めていただきますようによろしくお願いを申し上げます。

次に、施設の耐震化についてお聞きをさせていただきたいと思いますが、平成28年に発生をいたしました熊本地震では、耐震化の必要性が表面化いたしました。水道管の継ぎ目に伸縮性を持たせ、地震が発生しても抜けない構造とする耐震化を今後どのように進めていくのかお答えください。

藤井本議長 上下水道部長。

西口上下水道部長 水道課では、現在、布設替えは全てダグタイル铸铁管のGX継ぎ手と呼ばれるもの、あるいは配水ポリエチレン管を採用しており、大きな地震に対しても耐震性が検証されております。昔に布設されました接着継ぎ手のビニール管、あるいは漏水の多発するところを優先的に布設替えを行っております。

以上でございます。

藤井本議長 松林君。

松林議員 更新の都度、伸縮性を持たせた材料を使うということで了解いたしました。

水道事業を巡る課題といたしまして、管路の老朽化が進行していることに対して、管路の更新率が年々低下していること、そして、耐震化率、耐震適合率も依然として低い状況にあるということが挙げられます。当葛城市におきまして、耐震適合率はどうなっているのかお答えください。

藤井本議長 上下水道部長。

西口上下水道部長 配水管に限っての耐震化率、耐震適合率としましては、市内配水管延長約230キロメートルのうち、耐震管及び耐震適合性のある管が77.9キロメートルで、率になおします

と33.9%となります。

以上でございます。

藤井本議長 松林君。

松林議員 災害時に確実な給水の確保ができるのか、水道の災害対応力の強化という点から論ずるならば、1つは、安全な水の供給のバックアップ体制の構築という要素があります。当葛城市におきましては、3つの浄水場、8つの配水池があり、これらは、災害時においては、1つの配水池を除いてその他全てに県水を送水することができるというバックアップ体制がとられているということで、この点におきましては評価のできる部分ではなかろうかと思えます。しかし、この点だけでは災害に対する備えとしては不安が残るところであります。さらに、大切な要素といたしまして、水道施設の更新、耐震化の適切な実施がなされているのかどうかということが大事でございます。もし、水道施設の更新、耐震化の適切な実施がなされていないならば、さきの東日本大震災や平成28年熊本地震に照らしてみましても、大規模災害等において断水が長期化し、市民生活に甚大な影響を及ぼすおそれがあります。今後も更に適切な水道施設の更新、耐震化を推進していただきますように切に要望をいたします。

水道事業の中長期的な更新需要と財政収支を把握するために、厚生労働省は平成21年7月に、水道事業におけるアセットマネジメント、資産管理に関する手引を作成し、平成25年6月に、その簡易支援ツールを作成し公表しておりますが、当葛城市におきまして、アセットマネジメント、資産管理方式を取り入れて実施をされているのかどうかお答えください。

藤井本議長 上下水道部長。

西口上下水道部長 本年度においてコンサル業者に業務を委託しまして、アセットマネジメントの手法を用いた経営戦略を現在作成中でございます。

藤井本議長 松林君。

松林議員 アセットマネジメント、資産管理方式を導入することにより、水道施設の修繕、更新、耐震化及び再構築を、長期的視野に立って更新需要を把握した上で、財源確保を考慮しつつ計画的に実施することができるということであろうかと思えますが、アセットマネジメント方式を実施せずに水道料金の引き上げを見送り続けた市町村の中には、更新投資の余裕がないところもあると聞きます。水道事業の収支の悪化は、結果的にろ水事故の発生を招き、水の安定供給に支障を来すなど、住民生活の質の低下をもたらすことにもなります。当葛城市の平成29年度水道事業会計審査意見書によりますと、平成29年度決算においては黒字を確保しており、給水原価と供給単価の差も13.9円で前年度よりも減少しているものの、現時点においてはおおむね良好な収支であるとの評価ですが、ここで改めてお伺いをさせていただきます。先ほどのご答弁では、アセットマネジメントについては現行、策定中ということですが、現行の水道料金はどのように設定されているのか。そして、また、今後アセットマネジメントが策定され、正式に稼働した場合、その結果に基づき、将来的に水道施設の修繕、更新、耐震化等を含めまして、長期的視野に立った更新需要を把握し、さらに、財源の確保も考慮した、より精度の高い水道料金の設定は可能となるのか。また、現在、アセットマネジメントについては策定途中ということですが、ここまでのアセットマネジ

メントの中間結果に基づき、施設更新の今後の見通し等、わかればお聞かせください。

藤井本議長 上下水道部長。

西口上下水道部長 上下水道部、西口です。

まず1つ目の質問ですが、現在の水道料金ということですが、現在の水道料金につきましては、合併前の新庄町の水道料金を採用し、現在に至っております。それと、健全な水道事業の継続のために水道料金をどのように設定するのかということですが、近年の大口事業者の給水量も激減し、また、一般給水においても、節水意識の浸透、あるいは節水機器の普及により、人口はふえているが給水量がふえないという現象の中で、給水収益は現在右肩下がりです。推移しております。

会計システムの共同化や起債の繰り上げ償還、あるいは人員の削減等、可能な限り歳出の削減を行ってまいりました。しかしながら、水道管、浄水場の老朽化による更新、あるいは地震対策等、将来に向けて費用の増大は明らかでございます。そういった中、先ほども申しました、現在、アセットマネジメントの手法を用いた経営戦略を作成中であり、また、県営水道の料金も、県域水道一体化を目指し、どのように改定していくのか不確定要素となっております。その中、経営戦略の中、財政シミュレーションにおいて適正な水道料金が検討できると考えております。そして、現在、アセットマネジメントを策定中で、今後の施設更新の見通しということですが、施設更新につきましては、先日、アセットマネジメントの委託業者より中間報告がございまして、シミュレーションによりますと、平成51年以降に耐用年数を超える施設が大規模に発生します。これを前倒しし平準化した更新計画を作成する必要があります。また、県域一体化構想もございまして、施設の共同化のメリット、デメリットを見きわめながら、経営戦略、アセットマネジメントを修正していく必要があると考えます。

以上でございます。

藤井本議長 松林君。

松林議員 葛城市の平成29年度水道事業会計審査意見書によりますと、今後、当葛城市におきまして、大口事業者、一般家庭とも給水収益の伸びる要素がなく、また、老朽施設の耐震化工事等、改良、更新に多額の費用を要する時期を迎え、厳しい経営状況で推移すると見込まれるという、このような見通しであります。

このたび、国政におきまして成立いたしました改正水道法のポイントといたしまして、大きく3点あります。まず第1点目が、事業者に対し水道施設台帳の作成、保管の義務づけをしたこと、そして、第2点目が、広域連携、都道府県、市町村などで構成する協議会を設置することを可能としたということ、そして、第3点目が、官民連携、コンセッション方式を導入しやすくしたということでもあります。この官民連携につきましては、自治体の水道事業者としての位置づけを維持したまま民間運営ができるようにするもので、あくまでも官民連携の選択肢が1つふえるということであり、導入するかどうかは各自治体の判断によると思います。また、仮に導入する場合におきましても、議会の議決と厚生労働大臣の許可が必要とされ、事業の最終責任は自治体が負うとされております。また、業務状況の監督や条例に

よる料金の枠組み設定など、適正に事業が継続運営されるようにしております。

国政におきまして、水道事業の抱える諸課題に対処をし、持続可能な水道事業の基盤強化の確立のために水道法も改正をされました。また、県域水道化一体計画も上がっております。今後、葛城市がどのような道を選択するのか、また選択すべきなのか。市民にとりましても関心のあることではなかろうかと思いますが、このことに対する市長のお考えをお示してください。

藤井本議長 阿古市長。

阿古市長 水道事業につきましていろいろな観点からご意見をいただきました。まことにありがとうございます。まさに葛城市では今、将来の水道事業のあり方について検討を急いですべき時期に来ているという判断をしております。その1つは、奈良県の広域化の問題が、今、協議が始まっているということでございます。最終の結論は、平成38年の開始に向けての結論をとということでございますが、まだその判断すべき材料が、実は余り出そろっていないというのが実情でございます。結論としてははっきりしてる。どういう仮定の結論かというのははっきりしてまして、葛城市民にとって有利な方を選択するというだけでございます。葛城市民にとってということは、葛城市にとってということもイコールでございますので、その条件が出た段階でどちらが有利か。市民の皆さん、当然、水道料金の話もありますし、これからの管ですとか施設の更新の話もありますから、それを全てトータルした中でどちらが市民にとって有利かという1点でございます。その時点で有利な方をとるべきであると私は判断をしております。管の布設替え等でございます。平成50年以降に、といいますのが、大体、配水管につきましては、平成元年くらいから極端にその延長が伸びた経緯がございますので、平成50年度以降に極端に発生するというところでございます。平均で今から毎年約3キロの布設替えがやればいいんですけども、まだそこまでは踏み込んでいないというのが実情でございますが、早くその水準に行く必要があるであろうという認識を持っております。

施設の更新につきましては、水道事業として県広域を選ぶのか、市独自でやるのかという判断がつかしました後に、どういう更新作業をしていくのかということは考えておく必要がある。今の段階で更新作業を先んじますと、結論が、流れた方向によりましてはその投資金額が無駄になる可能性もありますので、その時点の判断からスタートするべきかなという認識をしております。

以上でございます。

藤井本議長 松林君。

松林議員 阿古市長の誠実なご答弁、まことにありがとうございます。市民にとりましてどのような形が有利なのか。このことを最大限の判断材料にされていると、このように受けとめさせていただきました。今後の水道事業の中長期的な視点に立ち、葛城市民にとりましてどのような形が有利なのかということをごこまでも判断の基準に置いていただき、賢明な選択をしていただきますことを切に要望させていただきます。

次に、第2点目の、災害に強く、しなやかなまち、葛城市を目指して（国土強靱化地域計画）についてお伺いをさせていただきます。

当葛城市におきまして、昨年10月に台風による被害、本年発生をいたしました台風被害におきましても大きな被害が出ました。地球温暖化の影響で、我が国は近年想定を超える大規模な自然災害が激甚化、多発化する傾向にあるかと思われまます。さらに、本年夏も災害とも言えるような尋常ではない猛暑に見舞われました。このように自然環境の何かが変化し、自然災害が多発化する傾向の中、当葛城市におきまして、阿古市長を中心に懸命にこれらの諸問題に対処をしていただいているところでありますが、想定を超える自然災害に対応するためには、これまでの発想を超えた抜本的な防災・減災対策を講じることが急務であろうかと、このように思います。

東日本大震災の教訓を機に、平成25年12月公布、施行されました国土強靱化基本法では、都道府県または市町村では、国土強靱化地域計画を定めることができると明記されています。国土強靱化地域計画につきましては、今後どのような災害が起こっても、被害の大きさそれ自体を小さくすることが期待できるとともに、計画策定後は国土強靱化にかかわる各種の事業がより効果的かつスムーズに進捗することが期待できます。

国では、平成27年1月、国土強靱化地域計画に基づき実施される取り組みに対する関係府省庁の支援についてを決定。具体的には、国土交通省所管の社会整備事業や防災・減災交付金、また農林水産省所管の農漁村地域整備交付金、さらには、消防庁所管の府省庁所管の施設整備費補助金や緊急消防援助隊設備整備費補助金など、32の関係府省庁の交付金、補助金などにおいて支援が講じられるとともに、その交付の判断においては、一定程度配慮をされるとなっています。この交付の判断について、その優先順位が上がるということであろうと、このように思いますが、この国土強靱化計画の策定状況につきましては、都道府県において計画、策定済みが45都道府県、予定を含めた計画策定中が2件であります。市町村におきまして、計画策定済みが81市区町村、予定も含む計画策定中は54市区町村となっております。国土強靱化地域計画の策定状況は、ここ2年ほどの間に都道府県におきましては急に増加をいたしました。市区町村におきましては、いまだ多くの市区町村が策定できていない状況にあります。

ここで改めてお伺いをさせていただきますが、葛城市においては国土強靱化地域計画は策定したのかどうか。あるいは策定中なのか。策定されていないのであれば、今後のお考えをお示しください。

藤井本議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 改めまして、おはようございます。総務部の吉村でございます。ただいまの松林議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、本市におきまして、国土強靱化地域計画を策定したのか、また予定中であるのかということでございます。本市におきましては、今現在策定をいたしておりません。また、今のところ検討段階にとどまっている状況でございます。

それから、2点目でございますが、策定されていないのであれば、今後の考えということでございますが、ご質問の国土強靱化地域計画につきましては、先ほど議員も申されたとおり、東日本大震災を契機として大規模自然災害等の発生を想定し、事前防災及び減災を図る

ことを目的といたしまして、平成25年に、長い法律名ではございますが、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法が制定をされております。その第10条で、国は国土強靱化基本計画を定める、第13条で、都道府県または市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県または市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に関する都道府県または市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができるというふうに規定をされておるところでございます。この地域計画に基づき実施する取り組みに対しまして、先ほど議員からご紹介ありましたように、今、平成30年度の措置といたしましては、9つの関係府省庁の所管交付金、補助金による支援を講じるとされております。その種類は30種類に及んでおるところでございます。その支援の内容といたしましては、新たな補助制度を創設した支援ではなく、既存の補助制度における交付の判断に当たって一定程度配慮するといったものでございまして、交付を確約するものではないということございまして、各市町村において策定が進んでいないといった状況であろうかと思えます。

先ほど、事例的にご紹介いただきましたように、全国的に見ますと、策定済み、策定中、策定予定を含め、全国1,741市区町村中137団体しか策定に至っておりません。なお、県内では奈良県と橿原市のみが策定をされている状況でございます。今後は計画策定による補助採択、優先的に一定程度配慮するところの補助採択の優先度合い等の費用対効果も含めて精査する必要があると考えておるところでございます。

以上です。

藤井本議長 松林君。

松林議員 国土強靱化地域計画、強靱とは、強くてしなやかという意味であります。私たちの国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つための計画、備えであります。今後も発生するであろう大規模災害等から市民の生命、財産を守ることを最大の目的とした事前の備えを効率的かつ効果的に行うとの観点から、早急に策定、公表するべきであると強く要望いたします。そして、また、国土強靱化地域計画は、ハード対策の面とソフト対策の面、ともに適切に組み合わせることにより効果が発揮されます。そのソフト対策の面では、国土強靱化地域計画の中で一定程度考慮される交付金、補助金で、防災安全交付金であります。その中で効果促進事業の活用として、私が9月定例会の一般質問の中で提案もさせていただきました事項であります。実際の生活空間であるまち中に、例えば、過去に発生した浸水被害を実績浸水深として標識を設置するなどの取り組みにより、市民の防災意識を高めることが期待のできる取り組みとして提案もさせていただきました。まるとまちごとハザードマップの取り組みもその類例の1つとして挙げられております。また、ハード対策の面といたしましては、農漁村地域整備交付金を活用した実用例といたしまして、老朽化をしたため池の全面改修などの例も挙げられております。

昨今、豪雨災害や地震の際に、堤防が決壊するなどのリスクが懸念されるため池の耐震補

強等については、防災上、関心も高まり、注目もされているところでありますが、国は、地震や豪雨などによってため池が決壊した場合、影響が大きく、早急な防災対策が必要なため池を防災重点ため池と定め、市町村に対しては再来年度中にハザードマップを作成して公表し、住民に危険性を具体的に知らせるように求めています。国では、本年8月に小規模なものを含めた、決壊をすると危険なため池の緊急点検を行い、奈良県におきましては2,174カ所のため池の緊急点検の実施がなされ、そのうち8カ所のため池が、今後、豪雨や台風などの災害に備えて応急措置が必要と判断されております。

ここで改めてお伺いをさせていただきますが、災害に備えて応急措置が必要と判断される奈良県内の8カ所のため池のうち、当葛城市におきまして該当するため池は存在するのか。もし、該当するため池があるのであれば、何カ所あるのか。ため池のそれぞれの名前、そして今後の対策についてお聞かせください。

藤井本議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまご質問ありました、今年度の7月豪雨以降におきまして、農水省より、ため池の緊急点検の依頼があり、貯水量1,000トン以上であり、かつ、下流100メートル以上500メートル未満に保護対象物があるため池及び下流100メートル未満に保護対象物があるため池として、市内123カ所のため池を点検した結果、異常はないものであります。

県内において、議員おっしゃいましたように、2,174カ所中8カ所のため池が応急処理の必要と判断されましたが、この8カ所には葛城市のため池は含まれておりません。そのときにおいて市内のため池に異常は見当たりませんでした。市内には老朽化したため池も多く見られることから、平成30年度から平成35年度にかけて、県営事業であります農村地域防災・減災事業、ため池整備事業として、笛吹上新池など6つのため池を改修する予定をしております。また、その他のため池におきましても、年次計画をしながら改修する予定をしております。

以上でございます。

藤井本議長 松林君。

松林議員 当葛城市におきましても多くのため池が存在しておりますが、ここで私が提案をさせていただきますのは、ため池耐震化初工法ということで、南海トラフ巨大地震の最大震度7が予想される高知県で、農業用ため池の耐震化工事を全国で初めての工法で進めております。堤の内部の土を挟むように、長さ15メートルの矢板と呼ばれる鋼板を、このため池では80組埋め込み、上部にタイロッドと呼ばれる鉄の棒を通し固定するやり方で工期が大幅に短縮でき、強度も上がるとのことです。ちなみに工費は2億円、防潮堤や河川の堤防の耐震化には以前から使われていた技術で、高知大学と県が連携をして研究を進め、ため池への応用が決定となりました。盛り土で耐震性を高める従来の工法では工期が2年以上かかるが、1年に短縮できるとのことです。

大規模な災害はいつ発生するかわかりません。強度とスピーディーさが重要になってまいります。耐震化が必要なため池に対しましては、工期が短縮でき、しかも大規模地震に耐え

得る強度が確保できるという新工法であります。今、提案をさせていただきましたため池耐震化の新工法をぜひとも選択肢の1つに加えていただき、ご検討をよろしくお願い申し上げます。

ここで改めてお伺いをさせていただきますが、地方公共団体が策定する国土強靱化地域計画の内容については、事前の備えを効果的に行う観点から、早急に策定、公表すべきであるかと思いますが、どのような内容を計画に盛り込むことになるのかについて、法律の趣旨やガイドライン等が国から示されていると思いますが、その内容をお示してください。

藤井本議長 総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。ただいまのご質問でございます。

国土強靱化地域計画の内容ということでございます。計画の概要といたしましては、あらゆるリスクを見据えつつ、どんなことが起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような施策を考える。強靱な仕組みづくり、地域づくりを平時から持続的に展開していくために策定するといった趣旨でございます。その地域計画で定める事項につきましては、地域の強靱化を推進する上で対象とする施策分野、それから、当該施策の策定に係る基本的な指針及び当該施策の総合的、計画的な推進に必要な事項について定める必要があるというふうにされておるところでございます。また、国の基本計画と調和が確保される範囲であれば、地域計画にいかなる事項をどの程度定めるかについては、創意工夫を加えることも可能というふうになってございます。

平成30年6月に、内閣官房国土強靱化推進室という組織から出ております国土強靱化地域計画策定ガイドラインというものがございます。こちらでは、地域をいかなる自然災害が起ころうとも対応できる体質、構造に変革をしていくと。それから、発災前における施策を対象として、発災時及び発災後の対処は対象としない。それから、あらゆるリスクを想定しながらリスクシナリオを明らかにする。それから、目標を明確化し、主なリスクと強靱化すべき分野を特定して、脆弱性の評価を行う。それから、施策の重点化、優先順位づけを行い、進捗管理を適切に実施するといったところが主な特徴として示されているところがございます。

地域の強靱化には、地方公共団体だけでなく、土地利用のあり方ですとか、警察、消防機能、医療、交通、物流、エネルギー供給、情報通信、ライフライン機能等々、さまざまな重要な機能のあり方をリスクマネジメントの観点から見直し、対応策を考え、施策を推進するもので、実施主体も地方公共団体、自治会、商工会等の経済団体ですとか、交通、物流、エネルギー、情報通信、放送、医療、ライフライン、住宅不動産等に係る民間事業者など、広範な関係者と連携、協力しながら進める必要があるとされておるところでございます。

以上です。

藤井本議長 松林君。

松林議員 今のご答弁では、民間業者も含め、広範な関係者の方々と連携、協力する必要があるとのことでございますが、その策定期間も含めまして、今後の策定に向けた市長のお考えをお示してください。

藤井本議長 阿古市長。

阿古市長 災害に対しましていろんなご意見をいただきましてありがとうございます。私、いろんなところでお話ししてる中で、災害に対する予算を、次年度はトップ項目に持ってくるという作業を今、実は来年度の予算編成の中でしております。その中で、議員ご指摘のため池の部分も、耐震化もあるんですけども、耐震化の池と、それとは別に、昨今の雨の降り方に対しますため池のあり方というものを模索した中での事業化を考えているところでございます。その中で議員ご指摘なのは、特に国土強靱化地域計画の策定というご趣旨やと感じております。この計画というのは、たしか内閣府の方で策定されてる。ある種、9省庁にいろんな災害に対する補助事業、交付金事業等がございまして、それを1つのパッケージとして整理するというのが内閣府の目的であると感じております。ですので、その計画策定に対して新たな項目が、従前の各省庁の交付金事業、補助金事業の中で、そのメニュー以外に、例えば、新たな補助金なり交付金を獲得するということがあるのであれば、私は、市にとっては策定していく必要があるのかなど。その精査をやはりするべきではないかと思っております。

今させていただいてる、結局は国土強靱化という名前になってますけども、各省庁でいろんな災害対策の計画を持っておりまして、そのメニューにつきましては、各省庁なりに交付金等、補助金等が入ってますので、その事業を今現在メインに選択しながら、災害に強いまちづくりをやっていってるというのが現状です。議員のご意見よくわかりましたので、その辺、新たな補助金、交付金を獲得するに当たって有利であるのか、もしくはそのメニューの中で新たに付け加えたものについての交付金を獲得できるのかどうか、その辺も検討しまして、策定に当たってはどうするのかという判断をしたいと思っております。

葛城市民の生命、財産を守ることというのは行政の第一の使命でございますので、早くそういう予算づけをして、執行できるような形に持っていきたいと考えている次第でございます。

以上でございます。

藤井本議長 松林君。

松林議員 仏教の言葉に抜苦与楽という言葉があります。苦を除き、楽を与えるという慈悲の行為を示しております。政治で全ての悩みや苦悩が解決できるわけではないと思いますが、少なくとも災害に不安を抱えて悩む市民がいるのであれば、少しでもその不安を早期に取り除き、安心をしていただく。それが政治家の務めであろうかと、このように思うところであります。どうか国土強靱化計画の策定を一日も早く実施をしていただき、さらに、安全・安心で住みよい葛城市の実現に向けて前進していただけるように切に要望いたします。

次に、第3点目、抗体が失われた小児へのワクチンの再接種についてお伺いをさせていただきます。

小児がんなどの治療によって、予防接種で1度ついた抗体が失われた小児へのワクチンの再接種の問題につきましては、本年6月定例会の一般質問におきまして取り上げさせていただきました問題ではありますが、あれから半年近くが経過し、ワクチンの再接種の助成制度実現に向けて、阿古市長のお考えもお気持ちも、制度実現に向けて更により方向へと変わっ

ているであろうと、この淡い期待感を持ちまして再度お伺いをさせていただきます。また、前回6月の一般質問のときと同じ質問をさせていただき、再度確認をさせていただくこともあろうかと思いますが、よろしく願い申し上げます。

小児がんの年間発症者数は、全国的に2,000人から2,500人と少ないですが、がんは小児の病死原因の第1位となっております。また、小児がん患者は、治療後の経過が成人に比べて長いことに加え、お子さんが発育中であることから、成長や時間の経過に伴ってがんそのものからの影響や薬物療法、放射線治療の影響によって生ずる合併症が見られます。これを晩期合併症といい、小児がん特有の現象であるとされております。晩期合併症の多くは、がんの種類、治療の内容、その治療を受けたときの年齢などに関係し、ほとんどの晩期合併症は年齢に伴って発症しやすくなり、治療後何十年も経過をしてから症状があらわれることがあります。小児がんになり、そして、本当につらい治療に耐えて頑張っ乗り越えたとしても、今度はそのことにより逆に定期接種で一旦獲得をした抗体を失い、しかも小児がん自体の治療後の再発や晩期合併症に対して対処をするために、子どもさんの成長とともに長期にわたる診察と治療が必要になってまいります。

病気と闘うご家族の中には、後遺症や再発、晩期合併症などの長期にわたり、健康面の不安もさることながら、入院や治療中、治療後の長期にわたるケアがどうしても必要になってまいります。これらの経済的な負担が重くのしかかっているご家族も多いと伺っております。私は、せめて小児がん治療で抗体を失った子どもさんへのワクチンの再接種費用の助成制度を創設して、病と闘うお子様とご家族に支援の手を差し伸べるべきであると前にも申し上げさせていただきましたが、再度、改めてお伺いをさせていただきます。小児のころに接種するように国が規定している予防接種は何種類ぐらいあるのか。ワクチンの種類によっては複数回接種が必要なものもあろうかと思いますが、仮に全ての抗体を失ったとして、全額自己負担で再接種を行った場合、費用はどのくらいかかるのかをお示してください。

藤井本議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 保健福祉部の巽でございます。

ただいまご質問いただいている定期接種につきましては、定期接種のA類疾病に区分されるもので、一般的なものにつきましては10種類ございます。その対象年齢はワクチンによって異なりますが、生後2カ月から20歳未満までに及びます。なお、その費用でございますが、葛城市における1人当たりの接種費用は、最大で28万2,330円となります。

以上でございます。

藤井本議長 松林君。

松林議員 小児がん治療によって抗体が失われた小児のワクチンの再接種の費用を助成する自治体がふえております。全国1,741自治体において、本年7月時点で、新潟や名古屋市など約5%の90自治体が助成を実施しており、うち28自治体は全額助成をしております。助成を予定しているのは83自治体、検討中は238自治体になります。今年6月の定例会で一般質問にて、抗体が失われた小児へのワクチンの再接種の助成制度の創設について、阿古市長のご答弁では、果たしてどの程度予防接種されるのかどうかも含めて、先行自治体の例を参考にいたし

まして、調査研究をしていきたいと考える、このようにご答弁をいただきました。あれから半年ほど経過をいたしました。今後、抗体が失われた小児へのワクチンの再接種の助成制度の創設について、阿古市長のお考えをお示してください。

藤井本議長 市長。

阿古市長 6月議会に引き続きましての一般質問でございます。そのときの答弁のとおり、実はさせていただいております。骨髄移植等による免疫の消滅に係る予防接種の再接種につきまして、事例としては少ない事例であるという認識をしておりますが、その内容はといいますと、患者本人ですとか家族さんに非常に、何というか、治療費ですとか、長期の治療に対する経済的な影響というのは多うございました。そのことを鑑みまして、議員ご指摘の助成制度の方、来年度から実施できるように、担当課の方に実施要綱等の整備について指示をいたしました。以上でございます。

藤井本議長 松林君。

松林議員 ありがとうございます。今の阿古市長のご答弁、小児がんと闘う子どもさんとそのご家族の厳しい現実に対してご考慮いただき、小児へのワクチンの再接種の費用助成制度創設に向けて取り組んでいただいていると、このように阿古市長の判断を受けとめさせていただきました。阿古市長のご英断は、小児がんと闘う子どもさんとそのご家族にとりまして、必ずや心強い希望の一助となるものと確信いたします。このようなご答弁をいただければ、この後、原稿1枚分ほど長々と小児がんの厳しき実情を述べさせていただき、ワクチンの再接種の費用助成制度の創設を改めて要望させていただくつもりでありましたが、もうその必要もないと思いますので、これで次の最後の質問に移らせていただきますが、もう時間もございませんので、これで終了させていただきます。ありがとうございます。

藤井本議長 松林謙司君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時52分

再 開 午後 1時30分

川村副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長所用のため、私がかわって議長の職務を行います。よろしく願いいたします。

7番、内野悦子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

7番、内野悦子君。

内野議員 皆様、こんにちは。公明党の内野悦子でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私の質問は、幼児教育の無償化について、風疹対策について、葛城市の防災対策についてでございます。

これよりは質問席より行わせていただきます。

川村副議長 内野君。

内野議員 よろしく願いいたします。まず初めに、幼児教育の無償化について質問をさせていただきます。教育費の心配をせずに、安心して子どもを生き育てることができ、希望すれば誰も

が必要な教育を受けれる社会を築く。公明党は、国づくりの基本は人づくりであり、人への投資が未来を開くとの考えから、幼児教育から大学を含む高等教育までの大胆な教育の無償化の実現を目指しています。教育費の負担は少子化を招く最大の原因の1つとなっています。国立社会保障人口問題研究所が、全国の18歳以上50歳未満の既婚女性を対象に2015年に実施した調査によると、子どもの数が理想を下回る理由として、子育てや教育にお金がかかり過ぎるとの声が多くありました。

また、今年4月から3カ月間にわたり、子育て、介護、中小企業、防災・減災の4分野をテーマに、子ども公明党全国議員3,000名がアンケートを行う100万人訪問調査運動を行わせていただきました。子育てに関するアンケート結果では、将来の進学など費用が不安と答えた方々は46.7%、現在の授業料、保育料などの負担が重いと答えた方が13.7%、学習塾、家庭教師、習い事などの費用負担が重い、10.4%、制服や通学用品と学費などへの不安や悩みが74%となりました。学費など教育費の不安や悩みを抱えていることがアンケート調査でわかりました。

公明党は、教育費の負担軽減を2006年に重点政策として掲げ、全力で取り組み、幼児教育無償化は2012年の自公連立政権発足時の合意文書にもその旨を明記し、以後、無償化を段階的に進めてきました。そして、昨年2017年に閣議決定をされた政府の新しい経済政策パッケージには、当面、3歳から5歳までの全ての幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化すると明記をされました。まず、幼児教育については、全ての就学前児童、ゼロ歳から5歳児を対象とした幼児教育の無償化の2019年までの実現を目指してまいります。

それでは、まず初めに質問をさせていただきます。幼児教育の無償化に対する本市の受け止め方について、また、開始予定時期も含めてお伺いをいたします。

川村副議長 異保健福祉部長。

異 保健福祉部長 保健福祉部の異でございます。

ただいまの幼児教育の無償化に対する本市の考え方ということでございます。先ほど内野議員からもご説明ありましたように、消費税率10%の引き上げにあわせて、国では幼児教育、保育の無償化が予定されているところでございます。葛城市においても、国に準じた形で無償化を実施していく予定でございます。

実施内容としましては、幼稚園、保育所を利用する3歳から5歳の全ての児童の保育料が無償となり、また、保育所のゼロ歳から2歳児の児童につきましては、住民税非課税世帯を対象に無償とするものでございます。なお、開始予定時期につきましても、国に準じた形で平成31年10月を見込んでおります。

以上でございます。

川村副議長 内野君。

内野議員 本市におきましては、消費税率10%引き上げにあわせて、3歳から5歳の、保育所、幼稚園の保育料が無償化、また、ゼロ歳から2歳の保育料は、住民税非課税世帯は無償化となるということがわかりました。このことによって財政に対してどれぐらいの影響が生じるのでしょうか。よろしくをお願いします。

川村副議長 異保健福祉部長。

異 保健福祉部長 市に対する影響ということでございます。まず、無償化に伴う保育料の減収分についてでございますが、次年度の保育料はまだ確定できませんので、仮に平成30年11月調停分の保育料をベースに試算いたしますと、6カ月間分でございますが、まず、保育所の保育料としては、ゼロ歳から2歳児の非課税世帯における無償化の対象額が6カ月で約50万円、それと、3歳から5歳児の対象額としては約6,950万円、合わせまして7,000万円の減収が見込まれます。

一方、幼稚園保育料の試算額としましては、同様に約560万円の減収が見込まれます。なお、幼児教育無償化に対する財政措置については、国の案では、初年度に要する経費について全額国費による負担とされております。

以上でございます。

川村副議長 内野君。

内野議員 全国市長会側からも要請を受け、初年度に要する経費においては、国が全額負担をしてくださるということでございます。初年度は全額国費で負担をされる後は減収となりますが、消費税率10%に伴い、地方にも増収分が還元され、今お答えいただいた減収分については、消費税の増収分で補てんされるものと思います。

次に、認可外保育所施設について無償化の対象になるかをお伺いします。

川村副議長 異保健福祉部長。

異 保健福祉部長 認可外保育所についてでございます。認可外保育施設につきましては県への届け出が必要となっており、また、無償化に伴って、市への届け出も必要となるなどの検討がなされております。しかし、現在のところ葛城市内の認可外保育所の存在は確認しておりません。ただ、今後新たに認可外保育施設の届け出があれば、こちらにつきましても国に準じた形で対応する必要があると考えております。

以上でございます。

川村副議長 内野君。

内野議員 無償化により保育需要の急増が見込まれるが、例えば、以前、杉本議員からも質問があったと思うんですけども、認定こども園の設置も視野に入れていただけたらと、そのように思うんですけども、待機児童がふえるという懸念もございます。その中で、待機児童対策として認定こども園というのは非常に有効ではないかと、そのように私は思っております。その中で視野に入れていただいて、待機児童の解消を図る1つの対策として考えていただければと、そのように思うところでございます。今後、待機児童でございますけれども、本市の見通しと対策についてをお伺いいたします。

川村副議長 異保健福祉部長。

異 保健福祉部長 ただいまのご質問でございます。

まず、既に保育士の人材確保、こちらにつきましては非常に厳しい状況にあります。次年度の申し込み状況、さらに保育料の無償化が始まれば、人材確保だけでなく、定員枠の問題も出てくると考えております。現在、葛城市の人口が増加してる状況も考えますと、早急な

対応が必要でございますが、現在の保育所、また幼稚園の施設状況も踏まえ、先ほどご提案いただいている認定こども園の創設ということも含めて、将来的に継続して安定した運営をしていけるような状況をつくり出していく必要もあると考えております。

また、保育士の確保という問題でございますが、保育士につきましては、現在、常勤職員、嘱託員、また非常勤職員での雇用形態となっておりますが、その適正配置なり、また処遇、それから、今後予定している会計年度任用職員制度の利用など、必要な人材の確保に更に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

川村副議長 内野君。

内野議員 本当に人材の確保にはご苦勞をおかけいたしますが、どうかよろしく願いいたします。

先日、毎日新聞に、幼児教育の無償化を後ろから後押ししていただけるような記事が載ったので、ご紹介をさせていただきます。これは、葛城市で想定越え、人口増、うれしい悲鳴ということで、市ビジョンということで、阿古市長がこのようにコメントをされてるんですけども、保育の無償化を人口増につなげられるよう、いち早く動向を見きわめたいと述べ、2020年度以降としていた保育所増設も前倒しをし、検討する考えを示していたと、このようにあったんです。本当に市の負担も今後、初年度は無料ということなんですけども、いろいろと市の負担もふえるし、また、先ほど言われてた保育士の確保も非常に難しいことだと思うんですけども、これから若い世代が子どもを育てていく上で、一番の悩みの保育の無償化をしっかりと今後進めてまいりたいと思いますので、どうか皆様にはご苦勞をおかけしますが、よろしく願いいたします。

続きまして、次、風疹対策についてを質問させていただきます。

風疹とは、風疹ウイルスを原因とし、発熱や発疹、リンパ節の腫れを主な症状とする感染症であります。別名を三日ばしかの名前でも知られていますが、麻疹に類する症状を見せ、麻疹より短い期間で治癒することを意味しております。今年、全国的に流行している風疹、患者数は過去の25倍、2,300人を超えましたが、風疹についてどのような状況かをお尋ねいたします。

川村副議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 保健福祉部の巽でございます。

ただいまの風疹の状況でございますが、風疹につきましては、かつてほぼ5年ごとの周期で大きな流行が発生しておりましたが、平成14年から局地的な流行が続いて報告されるようになり、平成15年から平成16年には、流行地域の数が更に増加いたしました。これにより、厚生労働科学研究班による緊急提言が出され、予防接種の勧奨、風疹罹患妊娠女性への対応、さらに、流行地域における免疫調査の強化がなされ、その後、風疹の流行は一旦抑制されました。しかしながら、平成23年から、海外で感染して帰国後発症する輸入例というものが散見されるようになり、平成25年には全国で累計1万4,344例の報告があり、その後、平成26年から平成29年まで、おのおの年間319例、163例、129例、93例と年々減少し、平成23年の水準に落ち着きました。しかし、平成30年において、7月下旬ごろから関東圏を中心に患者

数の報告が増加いたしました。10月21日現在、男性1,220例、女性266例、合計1,486例が報告されており、平成25年、平成24年に続いて3番目に多い報告数となっております。なお、奈良県におきましては、同期間中、平成30年1月1日から10月21日までの期間でございますが、3例のみですが報告されております。

以上でございます。

川村副議長 内野君。

内野議員 細かく年次を追って、患者の方々の人数を報告いただきましてありがとうございます。では、風疹でございますが、どのような理由で大流行するのか教えていただけたらと思います。

川村副議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 流行する理由というご質問でございますが、かつては小児のうちに風疹に感染し、自然に免疫を獲得するのが通常でございました。しかし、風疹ワクチンの接種率の上昇で、自然に感染する人は少なくなってきました。平成2年4月2日以降に生まれた方につきましては2回、公費でワクチンを受ける機会がありましたが、昭和37年度から平成元年度に生まれた女性、また、昭和54年度から平成元年度に生まれた男性につきましては、受けていても1回ということでございます。そして、昭和54年4月1日以前に生まれた男性は1回もその機会がなく、十分な免疫を持たない人たちが蓄積していたものと考えられています。さらに、風疹ワクチンの接種率の上昇に伴って風疹の患者が減り、風疹ウイルスにさらされる機会が減少いたしました。そのため、幼少時にワクチンを1回のみ接種していた人は免疫力が強化されておらず、時間の経過とともに免疫が徐々に弱まってきている人がいたことも原因の1つではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

川村副議長 内野君。

内野議員 流行した理由というのは、昭和54年4月1日以前に生まれた男性、38歳以上の方が、1回もワクチン接種がなかったということと、また、昭和37年から平成元年に生まれた女性、また、昭和54年度から平成元年に生まれた男性は、受けていても1回しか受けていなかったところで、30代から50代、大体50代に1回もワクチン接種をしていなかったから、ここが感染していく理由なのかなと、そのように今、話を聞いて思いました。そして、38歳以上の男性は、予防接種を一度も受けていなかったことから感染し、流行したことがわかりましたが、また、風疹に罹患することで問題になるのは妊婦さんだと言われておりますが、その理由と流行したときの状況等もわかれば教えてください。

川村副議長 保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 ただいまのご質問でございます。

妊婦さんが特に問題やということでございますが、風疹に罹患し、重篤な状態となる方は少ない中、なぜこれほど注意喚起されるかといいますと、妊娠初期、20週以前の妊婦さんでございますが、この方が風疹にかかりますと胎児に感染し、赤ちゃんが難聴、白内障、先天性の心疾患を特徴とする先天性風疹症候群を持って生まれる可能性が高くなるということでございます。先天性風疹症候群につきましては、全国で例年ゼロから1名ですが、平成15年

から平成16年の流行により、10名の報告がございました。平成25年度の大流行の際には、先天性風疹症候群が45名確認されております。

以上でございます。

川村副議長 内野君。

内野議員 よくわかりました。その中で、先天性風疹、先ほども部長の方からお話があったんですけども、風疹ウイルスが胎内感染によって先天性の異常を起こす感染症であります。この予防のため、妊娠を希望する女性、妊婦の配偶者及び家族の抗体検査やワクチン接種の助成を行っている県内12市、助成状況を伺います。

川村副議長 保健福祉部長。

異 保健福祉部長 ワクチン等の抗体検査とかの補助の問題でございますが、抗体検査につきましては、医療機関においてそれぞれ金額設定されており、おおむね7,000円から8,500円程度必要ということでございますが、奈良県が抗体検査に係る費用助成を実施しております。助成の対象ですが、妊娠を希望している女性及び妊娠を希望している女性の配偶者、また風疹抗体価が低い妊婦の配偶者で、全額助成のため実費の負担はございません。また、ワクチンの接種につきましても、医療機関においてそれぞれ金額設定されており、風疹ワクチンの単独接種で5,000円から8,000円、風疹と麻疹の混合ワクチン、MRというものでございますが、これで1万円前後が必要となります。

先ほど、12市の状況ということでございましたが、ワクチンの接種につきましては、12市の中で天理市と五條市がその費用助成を実施しているということでございます。内容を申し上げますと、天理市につきましては、妊娠を予定または希望する女性に限定し、1人1回、風疹は上限4,000円、風疹と麻疹の混合ワクチンにつきましては上限6,000円まで助成されます。また、五條市につきましては、妊娠を予定している女性、また妊婦の配偶者、また妊婦の同居家族が対象で、1人1回、ワクチン接種に係る費用から自己負担3,000円を差し引いた金額が助成されます。なお、葛城市におきましては、現在、費用助成は実施しておりません。

以上でございます。

川村副議長 内野君。

内野議員 抗体検査においては県の方で無料で実施をしていただいている。抗体検査を受けれる方というのは、先ほども言われたように、妊娠を希望する方、またその家族ということで、天理市と五條市においてはワクチン接種も助成をされているということをお伺いいたしました。先ほども言ったように、1回も接種を受けていない年代が30歳から50歳でございます。30歳から50歳の男性に抗体検査を受けていただけるようにならないと、風疹の勢いはとどまらないと思うんです。そうなったときに30代から50代の男性について、抗体検査を受けていただけるような周知徹底、30代、50代という方々は、皆さんお仕事をされてるから、平日は受けられないというのがあります。その中で周知することが受けていただけることにもつながるので、その辺のことはどのようにお考えかお聞かせください。

川村副議長 保健福祉部長。

異 保健福祉部長 ただいまのご質問でございます。

30歳から50歳の男性のみということではございませんが、風疹の流行に伴い、平成30年10月上旬からでございますが、市のホームページに、妊婦やその配偶者、同居の家族など、市民の皆様方を対象とした注意喚起及び、先ほど申し上げました奈良県の抗体検査助成制度について掲載させていただいております。また、妊娠届け出時に、風疹の流行による先天性風疹症候群を含めた注意喚起と、妊婦の家族にも抗体検査やワクチン接種の必要性があること、また、先ほど申し上げた奈良県の抗体検査助成制度についてのチラシを作成し、配布しております。今後も引き続き風疹についての注意喚起や予防方法等を周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

川村副議長 内野君。

内野議員 厚生労働省は、風疹の免疫があるかを調べる抗体検査の費用について、感染リスクの高い30代から50代の男性を対象に、国も第2次補正で対策を講じる方向を示したと最近聞いたわけなんですけれども、その中で、妊娠を望む女性または妊婦の配偶者、同居家族と30代から50代の男性について、抗体検査で免疫がないとわかればワクチン接種を受けますが、なかなか保険がきかないこともあって、先ほどもおっしゃっていただいたように、ワクチン接種は5,000円から8,000円かかると、そのように部長の方からお聞きしました。その中で、ワクチン接種の助成を行っていただきたいことと、もう一つは、先ほども言いましたが、30代から50代、1回も受けたことのない方々への周知徹底をしていただきたいこと、これは、社会全体で抗体の保有率を上げることが一番大事なことと思います。

市長のご所見をお願いいたします。

川村副議長 阿古市長。

阿古市長 詳しいことはもう部長の方で答弁しましたので、議員ご指摘のとおり、厚生労働省の方が来年度から、39歳から56歳の男性に対して無料の風疹ワクチン投与、予防接種を無料化するというのが一報で入ってきております。もう決まったみたいです。ですから、12月11日付で決まっておりますので、これ、また新しい話でしたので、その答弁の中には、実は組み入れる時間がございませんでした。その中でもう無料化、多分補正で組まれてると思いますので、次年度から、39歳から56歳の男性については無料化という形でございます。過去においても、平成25年でしたか、国の方がワクチン接種について無料化の時期が、単年度だけあった時期がございます。その事業として、ワクチン接種が無料化したのと、それと抗体検査の方は今現在もう無料化で、たしか県の事業、これは国から来てるのやろうと思うんですけども、無料でございますので、ただ、その詳細についてまだ完全に把握しておりませんので、男性の場合は入ってるんです。これが多分予防接種できなかった年代の方の範囲は全て無料でやるという形でございますので、あとのことにつきましても調べたいと思っております。間違いなく来年から、39歳から56歳の男性につきましては無料で接種していただけるということでございますので、報告させていただきます。

川村副議長 内野君。

内野議員 ありがとうございます。私の方で把握してなかったもので、申しわけございません。

では、次に移らせていただきます。

葛城市の防災対策についてでございますが、今回は避難所についてと備蓄品についてを質問させていただきます。今年には自然災害が頻繁にありました。9月6日北海道地震や大阪府北部地震、西日本豪雨、そして連日の大型台風上陸など、多くの被害が自然災害によってもたらされました。そのような中、被災者が生活を営むこととなる避難所についてお聞きをしたいと思います。

長時間暮らすには余りにも過酷で、非人間的な環境であることが問題になっている避難所の環境は、1995年阪神・淡路大震災からアップデートされていないのが実情でございます。2016年の熊本地震では、発災後に体調を崩して亡くなる災害関連死が200人に上り、その多くが避難所生活をしていました。中には避難所を敬遠して車中泊を続けていた人もいました。こうした悲劇を繰り返してはならない。その後の避難生活での体調悪化や過労など、間接的な原因で死亡するなど、復興庁の統計によると、2011年3月に発生した東日本大震災の震災関連死数は、同年9月末時点で2,303人、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、埼玉県の5県のうち、福島県民が約半数に当たる1,121人を占めておりました。とりわけ避難所の生活環境をどう整えるか。避難者の体調に直結するだけに重要な課題であります。

そこで、避難所ということですが、基本的なことからお伺いをさせていただきます。避難所は大きく3種類あると思うのですが、それぞれの位置づけや役割についてをお伺いいたします。

川村副議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。ただいまの内野議員の質問にお答えをさせていただきます。

葛城市地域防災計画におきまして、避難というものを安全確保行動というふうに位置づけをしております。災害から生命、身体を守る危険回避行動と、それから、自宅を離れて一定期間、仮の生活を送る行動に分類をし、災害から生命、身体を守る危険回避行動の場合の避難先といたしまして指定緊急避難所、それから、自宅を離れて一定期間、仮の生活を送る行動の場合の避難先を指定避難所と位置づけております。それから、災害時に特別な援護を必要とする高齢者の方ですとか障害をお持ちの方、妊産婦、乳幼児等の要援護者のための避難所といたしまして公立幼稚園を地区福祉避難所、それから、より重度の介護を要する場合等、地区福祉避難所では生活が困難な要援護者を民間の福祉避難所に移送するに当たり、暫定的に受け入れを行う公設民営のデイサービス事業所、これはゆうあいステーションになるわけでございますけども、そちらを指定福祉避難所としております。最終的に要援護者が安心をして避難生活を送れるよう、施設、設備のバリアフリー化ですとか、専門スタッフが確保されている民間の福祉施設、それからデイサービス事業所等につきましては、民間福祉避難所というふうに位置づけをしてるところでございます。

川村副議長 内野君。

内野議員 部長より、大きく3種類の避難所の説明をいただきました。特に大規模災害では、自宅を離れ、一定期間、仮の生活を送る避難場所は、学校施設と公共施設の避難所機能の強化は実

際、地震や台風などの自然災害に見舞われるたびに必要な防災機能など、さまざまな課題が浮き彫りになっております。本市においても、市民の方々から、避難所の老朽化などの不安の声もごございます。葛城市の指定避難所の現状及び耐震性の確保、強化についてのご予定はありますでしょうか。

川村副議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの内野議員の質問でございます。

避難所のうち、指定避難所の現状ということでございます。葛城市地域防災計画におきましては、指定避難所の指定をしている施設が全部で14施設ございます。市内の小・中学校の体育館、それから市民体育館、新庄スポーツセンター、當麻スポーツセンター、いきいきセンター、それからコミュニティセンター、ゆうあいステーション、もう一つが、奈良文化高等学校のリズム館という施設を指定いたしております。それぞれに収容可能人数ですとか利用対象者を、地域防災計画上、記載をいたしております。この中で、地震に限っての話になりますが、耐震基準が改正される前に建築された施設というものがございます。昭和50年建築の市民体育館、それから昭和55年建築のいきいきセンター及び新庄スポーツセンターが耐震基準改正前の建築物というふうになってございます。そのうち市民体育館につきましては、平成29年度に耐震診断を実施いたしておるところでございます。平成31年度以降、耐震設計ですとか耐震改修工事の予定というふう聞いておるところでございます。

次に、いきいきセンター及び新庄スポーツセンターについてでございますが、平成31年度以降、耐震診断を順次予定いたしておるところでございます。それぞれ耐震診断の結果を踏まえまして、必要な対策を今後検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

川村副議長 内野君。

内野議員 部長より、平成31年度以降、耐震診断を順次予定していただいているということでございます。よろしく願いいたします。

それでは、災害時、高齢者や障がい者、難病患者、母子など、災害時要援護者と呼ばれ、手厚い支援が必要です。そうした災害弱者のために、一般の避難所とは別に福祉避難所が設けられ、救助活動が行われます。福祉避難所は、自治体と高齢者施設や障がい者施設などが個別に支援内容について協定を結ぶことで指定されます。本市において指定福祉避難所、5つの公立幼稚園及びゆうあいステーション、そして5つの民間施設でございますが、福祉避難所と呼ばれる避難所ですが、事前の避難所運営に関する役割分担や費用負担の方針、また福祉避難所における運営マニュアルなど、どのようになっているかをお尋ねいたします。

川村副議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問でございます。

指定福祉避難所及び民間の福祉避難所における役割分担ですとか費用負担等の方針はどうなっているのかということと、それから、福祉避難所の運営マニュアルについてということでございます。地域防災計画におきまして、福祉避難所を指定する際にはあらかじめ協定を

締結することとしておりまして、現在、社会福祉法人、特別養護老人ホームの当麻園、それから社会福祉法人晴幸福社会の新庄園、社会福祉法人柘の郷、それから、医療法人博愛会介護老人保健施設かつらぎ及び医療法人誠安会介護老人保健施設ぬくもり葛城の5施設と基本協定の締結を行い、福祉避難所として指定をいたしておるところでございます。しかしながら、現段階で具体的な運営等に係る協議ができておりませんので、早急に協議を行うとともに、福祉避難所運営マニュアルの作成に向けて努力をしまいたいというふうに考えておるところでございます。

川村副議長 内野君。

内野議員 ありがとうございます。前向きな答弁で、早急に協議を行い、またマニュアルも作成していただけるということでございます。

次に、熊本地震でクローズアップされた福祉避難所でございますが、現状、熊本の8割の人が福祉避難所の存在を知らなかったと聞き及んでおります。本市においても福祉避難所については地域防災計画には掲載されてるんですけども、防災マップとかハザードマップには福祉避難所の場所等が記載をされておられません。また、ホームページにもアップされておられませんので、早急にホームページ等にもアップしていただいて、防災マップ、またハザードマップにも福祉避難所の位置が確認できるような資料をつくっていただけたらなど、そのように思いますが、いかがでしょうか。

川村副議長 総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問でございます。

福祉避難所の周知につきましては、今現状、十分ではないという部分もございますので、例えば、防災マップに追記をするとか、市のホームページでお知らせをするなどの方法で市民の皆様には周知を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

現在の防災マップは、作成、配布後約5年を経過しておりまして、その情報量もかなり少なく、内容についても更新できていないことから、改訂にとりかかる予定をいたしております。その中で、福祉避難所の表記ですとか必要な情報をできるだけ多く記載しながら、よりわかりやすい、活用できる防災マップに改めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

川村副議長 内野君。

内野議員 福祉避難所については、どうかよろしく願いいたします。

次に、指定避難所の設備についてですが、大阪北部地震、西日本豪雨、台風21号、そして、冒頭言わせていただきましたが、北海道の地震など、列島はこの夏、幾つもの大規模災害に見舞われました。被災地では発災直後、多くの住民が地域の避難所に身を寄せました。長くなるほど疲労は深まるばかりです。避難者の心身ともの健康に十分目配りする必要があります。

さて、避難所の生活環境をどう整えるか。避難者の体調に直結するだけに重要な課題であります。気象状況の変化を踏まえ、児童・生徒の健康を守る観点から、また、災害時の避難所となる学校体育館の機能の充実を図る観点からも、全ての小・中学校の体育館に冷暖房機

能を持つ空調設備を設置していただきたいと思いますが、またW i - F i の設置、また非常電源装置、バリアフリーに係る整備など、有利な緊急防災対策債というのがございます。この補助金を利用していただきまして、避難所となる学校の体育館に空調、また他の設備等と積極的に取り組むべきだと考えますが、いかがでしょうか。

川村副議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまご質問いただきました件についてでございます。

まず、指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設につきましては、先ほど議員の方からご紹介ありました、緊急防災・減災事業ということで位置づけられております。空調機等の設置につきましては、学校の体育館等につきましては、熱中症対策で大型のスポットクーラーを導入するというふうに聞いております。また、W i - F i ですか非常電源装置の設置でございますが、現代において携帯電話の普及率が相当高く、避難生活上、通信環境と電源の確保は必須となっておりますので、検討してまいりたいと考えております。ただ、W i - F i につきましては、もう既に整備をいたしております相撲W i - F i 、これを拡充するのか、また別のW i - F i 環境を導入するのか、その辺の費用比較を行いながら検討をしていく必要があるというふうに考えておるところでございます。

また、非常電源装置ということでございますけども、非常電源装置というものを整備するとした場合、費用がかなり多額になるということもございまして、発災後、電力事業者の復旧状況ですとか、災害時応援協定に基づく電気工事事業者組合の方の復旧対応までの間の設備として、その多額の費用を投じて非常電源装置まで必要なかということ、その規模も含めまして、どのような設備として整備するのがいいのかということを検討してまいりたいというふうに考えております。その結果、整備が必要な場合といたしまして、先ほどご紹介いただきました財源として、平成32年度末までという期限は限られておるわけでございますけども、緊急防災・減災事業債というものを活用できることになってございます。

なお、ちなみに緊急防災・減災事業債につきましては、事業費の100%を起債発行でき、交付税算入はその70%となっておりますので、全体事業費からすると実質70%交付税措置があるというものでございます。

以上です。

川村副議長 内野君。

内野議員 空調なんですけれども、スポットクーラー、よくわかるんですけども、大規模な地震があったときに体育館へはたくさんの方が集まってくる、最悪の場合を想定した場合に集まってきます。また、長引く避難生活の中で、果たしてスポットクーラーでいけるのかなと思ったときに、有利な補助金のあるときに空調をつけるのも1つの手ではないかなと、そのように私は思います。

それでは、次に、防災備品についてお伺いをいたします。

指定緊急避難所、いわゆる地域のコミュニティセンターでありますとか公民館でございますが、防災・災害対策用の資機材など、整備状況についてお伺いをいたします。

川村副議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまのご質問でございます。

指定緊急避難所における防災・災害対策用資機材の整備状況ということでございます。指定緊急避難所につきましては、各大字におきまして自主防災として防災・災害対策用資機材を整備いただいているところでございます。その整備につきまして、平成26年度に発電機、灯光器、それからコードリールを全大字に配布をさせていただき、地域で管理、活用をお願いしているところでございます。また、平成28年度には、各大字で購入された防災用具等に対しまして、上限額10万円ではございますけれども、購入補助をさせていただいております。市から助成いたしました防災・災害対策用資機材は把握をいたしておるところでございますけれども、各大字で独自に整備されているものもございまして、全容を把握はしておらない状況でございます。

なお、今後は地域での整備状況を確認しながら、自主防災活動を促進できるような助成方法等について検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

川村副議長 内野君。

内野議員 今、部長より、今後、自主防災活動を促進できるような助成方法を検討していただくということで、ここに書いてある各大字独自で整備をするということで、私の住む地域のコミュニティセンターなんですけれども、この間総会がございまして、トイレを見ると和式やったものが洋式化になってたんです。広くて本当にかわいらしいピンクの便器で、こうやって一時緊急指定避難所に、今後高齢化もあり、また、災害のときに避難するのに、そういったトイレの改善もしていただいたということがありました。自主防災なんですけれども、活発なところもあれば消極的なところもございます。例えば、自主防災組織の強化を図っていくためにも、育成支援のためのリーダー研修などを行うことも取り組みの中にお考えいただけたらなど、そのように思います。

次に、防災備蓄倉庫についてでございますけれども、14カ所の指定避難所には防災備蓄倉庫がございまして、災害・防災備蓄倉庫の整備状況をお伺いいたします。

川村副議長 総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問でございます。

14カ所ございます指定避難所における防災備蓄倉庫の整備状況ということでございます。まず、指定避難所のうち、新庄小学校、忍海小学校、新庄北小学校、磐城小学校、新庄中学校の5カ所で、それぞれ敷地内に防災倉庫を設置いたしておるところでございます。また、當麻小学校、ゆうあいステーションは、近隣の當麻小学校附属幼稚園北側に設置をいたしております。それから、白鳳中学校、當麻スポーツセンターは、當麻庁舎の西側、農村広場駐車場に設置をいたしております。いきいきセンターは、健康福祉センター北側の消防団第3分団屯所駐車場に設置をいたしております。それから、市民体育館につきましては、隣接の新庄中学校に設置をいたしております。その他、新庄スポーツセンター、コミュニティセンター、それから、協定に基づきます奈良文化高等学校リズム館、こちらにつきましては防災倉庫の設置ができておりませんので、発災時には新庄庁舎の防災倉庫等から搬入するといったことになるかと思われま。

以上です。

川村副議長 内野君。

内野議員 避難所となる小・中学校、また自治体所有の施設等に、災害に備えた備蓄倉庫を設けていただいているところ、いただけていないところもあるんですけれども、水や食料、生活必需品など、また防災機材、そういうものを配置、管理することが望ましいんですけれども、防災備蓄倉庫、中身、入ってるものがさまざまなんです。この倉庫には食料品がという感じの中で、こっちは機材がという感じの中で、備蓄倉庫の中身を見せていただいたらそのようになっておりました。私は、避難所の災害備蓄倉庫にはまんべんなくさまざまな、災害があったときにはそこへ来られるので、さまざまいろんなものが備蓄されてなければいけないのではないかなと、そのように感じております。防災備蓄倉庫でございますけれども、災害を想定して、何人の人を対象として、何食分、どのようなものを備蓄されているかお伺いをいたします。

川村副議長 総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問でございます。

備蓄の想定ということでございます。まず、想定といたしましては、地震等の大規模災害を想定しておりまして、約1万5,000食を備蓄いたしております。これは、人口の4割程度の方々の1食分でございます。発災直後におきましては、自助を基本とする考え方から、避難される方々がある程度準備をされている食料でまずは対応していただきます。準備できていない方の分を想定した数となっておりますのでございます。その後の食料につきましては、県及び県内外の市町村からの応援物資ですとか、災害協定に基づく各協力事業者さんからの供給を受けるということが出来るものと考えておるところでございます。

川村副議長 内野君。

内野議員 葛城市においても、災害時応援協定により供給を受けることができるということで、心強いものでございます。今、約1万5,000食という備蓄の量が、私は少ないのではないかなと、そのように答弁をお聞きして思ったんですけれども、今、4割程度、1食分ということで、もう少しふやしていただきたいと、そのように答弁を聞いて思いました。市民の皆様には、自助努力とされる最低3日分の食料の備えの大切さを呼びかけて、防災意識の啓発活動に積極的に取り組まれることを望みます。さらに、今後発生が予測される南海トラフ地震、首都直下型地震のような広範囲の被害が想定されるものは、個々の被災者に支援が届くまでは時間がかかってしまいます。そんなときに備えて事前に災害備蓄品を準備しておくことで、いざ災害が発生した場合に自分たちの力で生活することができます。

次に、賞味期限を迎える備蓄品でございますけれども、この備蓄品、どのように有効活用されているのか、その活用の割合についてをお伺いいたします。

川村副議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 賞味期限を迎える備蓄食品の有効活用ということでございます。こういった食品につきましては、期限の切れる数カ月前までに、各大字で実施をされております自主防災訓練ですとか、市が開催をいたしております地域防災訓練の参加者への配布を行っておるところでございます。また、本市の方で把握できる生活困窮家庭等へも配布をいたしております。そ

の結果、賞味期限を迎える備蓄食品は廃棄処分することなく、全て配布いたしておりますので、活用割合ということになりますと100%ということになってございます。

川村副議長 内野君。

内野議員 備蓄食品は廃棄処分することなく活用していただいているということで、ありがとうございます。

備蓄品の粉ミルクなんですけれども、そのリストを見せていただいたら、防災備蓄倉庫に哺乳瓶は入ってるんですけども、粉ミルクが入ってございません。粉ミルクというのは、どうしても賞味期限が9カ月ということで本当に短いので、破棄するときいろんな大変なご苦労をかけるんですけども、やはり粉ミルクは備蓄の中に加えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。そして、ミルクに関してなんですけれども、本年8月に、災害時の備蓄や子育ての負担軽減に活用できるとして、乳児用の液体ミルクの製造の規格基準を定めた改正省令が施行されました。賞味期限は、先ほどの缶と一緒に、レトルトパックが常温で9カ月から1年とのことで、乳業会団体によれば、発売には1年以上かかるということですが、育児ノイローゼなどに悩む子育て世代にとって、乳児用液体ミルクの解禁が及ぼす影響は大きいと考えます。熊本地震の発生時にフィンランドから救援物資として液体ミルクが届けられ、西日本豪雨では、東京より海外からの緊急輸入体制の協定を生かして、岡山県、愛媛県にも提供をされたと同っております。葛城市におかれましても、今後の災害時用備蓄品としてご検討の対象としていただきたいとの意見をさせていただきます。できれば、それまで賞味期限が短いこともありますが、最後に、粉ミルクの備蓄もよろしく願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

川村副議長 内野悦子君の発言を終結いたします。

次に、3番、吉村始君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

3番、吉村始君。

吉村始議員 皆さん、こんにちは。吉村始でございます。ただいま議長の許可を得まして、一般質問をいたします。今回の質問は3つございます。1つ目は、新町運動公園両グラウンドの維持管理と運営についてであります。2つ目は、ため池や雨水貯留施設等による自然災害対策についてであります。3つ目は、子育て世代の負担軽減についてであります。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、これからの質問は質問席にて行いたいと存じます。

川村副議長 吉村始君。

吉村始議員 では、まず最初に、新町運動公園両グラウンド、新庄第一健民運動場と新町公園球技場の維持管理と運営についてご質問をしたいと思います。

さて、朝一番の質問で、奥本議員が、地元の人たちがかかわった着地型観光についてふれられておりましたけれども、私も、葛城市の相撲館けはや座で開催された土俵婚の模擬結婚式を拝見いたしました。女人禁制ではない土俵を持つ相撲の資料館ならではの、あるいは相撲の神様とされる當麻蹴速の出身地、葛城市當麻の特徴、強み、この両方を生かした、本当によい取り組みであったと思いました。けはや座の周辺には、當麻寺や石光寺、竹内街道が

ございます。いずれもほかにはない葛城市の文化遺産であり、有力な観光資源であります。先ほども名前出てましたけれども、私が9月の一般質問で取り上げました相撲Wi-Fi、これもその強みを生かしたいというネーミングであったというふうに理解をしております。

さて、同じく9月の一般質問では、全国中学校サッカー大会の開催に向けて、葛城市の取り組みについてお伺いをいたしました。その際、現状として、両グラウンドの状態に、私ふれまして、大会に参加するために全国から集まった選手が最高のパフォーマンスを出せるように、ピッチの改修をお願いいたしました。このたび議題に上げられました補正予算、これから審議するわけでありますけれども、その中に、来年8月に開催される全国中学校サッカー大会の競技会場となるグラウンドの整備費用ということが出ております。まず、これについて感謝申し上げたいと思います。

さて、冒頭、唐突にけはや座の話をしてしまいましたが、そのけはや座とは時代も成り立ちも違いますけれども、大会の会場となる新庄第一健民運動場、そして新町公園球技場の、両方とも天然芝のグラウンドですけれども、先人が残してくれた、先人の思いがぎゅっと詰まった、市民の誇れる財産だと考えます。そういった意味でもけはや座と同じように市民の誇れるものだというふうに思うわけでございます。全国中学校サッカー大会の会期というのは、これは数日間に過ぎません。しかし、この大会をよいきっかけとして、両グラウンドの更なる活用につなげていきたいという思いで、大会後を見据えながら、維持管理と運営方法について伺いたいと存じます。まずは、現時点での両グラウンドの管理状況についてお伺いします。

川村副議長 岸本教育部長。

岸本教育部長 教育部長の岸本でございます。よろしく願いいたします。ただいまの吉村議員のご質問にお答えさせていただきます。

新町公園球技場及び新庄第一健民運動場の、サッカー場の部分の管理についてでございます。こちらの方は業者委託で行っておりまして、芝刈りについては年9回、エアレーションが年3回、除草が年3回、殺虫・殺菌が年3回、肥料が年3回、目土散布が年1回、散水が年10回、芝の補植が年1回、以上となっております。

川村副議長 吉村始君。

吉村始議員 ご答弁いただきました。それでは、今、管理状況をお答えいただきましたが、今度は、平成29年度で結構ですので、1年間のグラウンドの貸し出し状況をお教えいただきたいと思っております。

川村副議長 岸本教育部長。

岸本教育部長 平成29年度の貸し出し状況でございますが、4時間1枠で貸し出しの基本としておりますので、4時間1回と換算いたしますと、第一健民運動場の野球場の貸し出しが年間249回、サッカー場が年間233回、新町公園球技場につきましては年間173回となっております。以上でございます。

川村副議長 吉村始君。

吉村始議員 今、回数についてお答えいただきました。第一健民運動場なんですけれども、野球場の

部分が土のグラウンドになっております。サッカー場の部分については芝生のグラウンドになってると思いますけれども、そういう部分を貸し出していると考えてよろしいでしょうか。それから、あと、今4時間を1回として単位でということで、回数でお答えいただきましたけれども、あと、使用面積等につきましてはどのようにされていますでしょうか。お答えをよろしく願います。

川村副議長 岸本教育部長。

岸本教育部長 ただいまの野球場、サッカー場の区分でございますが、野球場に関しましては、議員おっしゃっておりますとおり、おおむね南側の土の部分となっております。ただ、ライトの守備範囲におきまして、一部芝生が影響する場合もございます。サッカー場につきましては芝生の部分でございます。

また、貸し出しでございますが、先ほども申し上げましたとおり、野球場も含めまして、1回当たりの貸し出しは4時間が1枠となっておりますが、大会などの場合は1日で貸し出しをしております。使用面積につきましては、それぞれ全面が基本となっております。ただし、第一健民グラウンドでは、野球とサッカーが重なった場合は、サッカー部分は芝生面の北半分を貸し出ししております。

以上でございます。

川村副議長 吉村始君。

吉村始議員 今ご答弁いただきましたように、大体、おおよそ、野球場を使う場合は別として、全面を基本的に貸し出されてるというふうなことでございます。

さて、私、前回も中学校のサッカー大会に向けてという形で質問いたしましたけれども、そのとき、私の芝に対する知識というのは、主に書籍やインターネットで一生懸命調べた程度なんですけれども、その程度だったんです。しかし、何とその後、一般質問をした後、10月に、日本最高の芝生職人と言われてますグリーンマスターズ清水の佐野忍さんという方、この方は社長さんなんですけれども、その方が、葛城市在住の方のご縁で、わざわざ手弁当で両グラウンドを見にお越しにいただくというふうなことがございました。私も本当にうれしいことに、名前は聞いてたんです。有名な方だということは聞いてたんですけれども、何人かの議員とともに私も参加する機会を得て、勉強をさせていただきました。そのときに初めて、第一健民運動場、新町公園球技場、両グラウンドのピッチがどのような状態なのかということが、プロ中のプロが芝生を抜いて見せていただいたり、グラウンドの地層をぐりぐりとくり抜いて、抜いたものを見せていただいたりとかして知りました。ようやくわかりました。

実は私、恥ずかしい過去なんです、1年前ぐらい、新町公園球技場は人工芝にすべきであるということで、私のチラシにも堂々と書いてます。「政策4、新町公園球技場を人工芝に」というふうに書いてございます。非常に今となっては大変恥ずかしい話でございます。その後の勉強で、結局、ランニングコストが人工芝はかからないというふうに言われますけれども、総コスト、つくって、そして運営するというふうな長いスパンで見ると、天然芝の方が結果的には安く上がる。それから、あと選手です。やっぱり人間ですから足腰の負担と

というのがあります。これは、圧倒的に天然芝の方が負担がかからない。人工芝は負担がかかるので、例えば、北海道日本ハムファイターズは、立派な北海道ドームで野球をやっておったんですが、人工芝の負担が大きいからということで北広島の天然の球場を新しくつくるといふのも、その原因の1つにもなったというふうには報道等で伺っております。また、人工芝はずっとあるわけではありません。絶対に更新をしなければなりません。更新時には産業廃棄物が出ます。ということで、環境に対する負担がかかるということで、以上をもちまして、どれをとっても、適切に管理をすれば天然芝は人工芝にまさるといふことが、私、勉強してわかりました。

佐野さんの話ばかりして恐縮ですが、何よりも感動したのは、佐野さんが新町公園球技場の方が第一健民運動場よりも芝の状態がよいグラウンドだといふふうに教えてくださったんです。私、それをわざわざ張りかえて人工芝にしようといふ主張してたわけなんですけど、佐野さんは、葛城市には芝生のグラウンドが2面もありますよ。整備すればよいグラウンドになるよ。Jリーグのキャンプ地としても十分使えるといふふうにおっしゃったんです。そのとき私は本当に、現場も知らないで、机上の空論でものを言っていたなといふ自分の愚かさに気づいて、反省をした次第でございます。

さて、勉強をするなら一流に学ばなかんといふふうには私をご指導くださる方もいまして、10月末に静岡市清水区にお邪魔しまして、実際にあのおとき佐野さんは来ていただきましたが、佐野さんの会社が管理しておられるグラウンドの芝生を実際に見て、そして芝生をさわらせてもらって、バックヤードの機械も見せてもらって勉強をいたしました。

さて、清水エスパルスの本拠地でIAIスタジアム日本平といふのがございます。ここに行きまして、私、芝生を見ました。芝生をさわりました。見た目の美しさもすばらしいんですけども、さわった瞬間、ふかふかといふ、これは何とも、寝転びたいといひますか、そういった感動に襲われました。これが天然芝のすばらしさといふものかといふふうには感動いたしました。また、清水区内にはサッカー場が幾つもあります。練習場とかいろいろあります。一般の人が入れない清水エスパルスの練習場も拝見いたしました。また、一般市民の方が入れます、一般市民の方、少年の方、社会人の方、それから、あと、プロも使えますといふふうな清水蛇塚スポーツグラウンドといふものがありまして、これ、天然芝が2面でございます。ということは、新町運動公園と同じになっているわけでございます。ですので、これもある意味、運用の仕方としては参考になるのかなといふ気がします。ただ、これは本当に年間相当な日数を使用してるんですが、青々としています。これはオーバーシードといひて、冬場は違う芝生を入れますので、年間の管理料も相当な金額になります。ということで、一応参考までにこういうふうなところも見てきて、感動してきたなといふことであります。

私、清水に行って学んだことは、1つは、芝生の維持管理にはそれ相応の費用がかかるんだといふことであります。それから、もう一つは、芝といふのはイネ科の植物、すなわち生き物ですので、使用時間を管理する必要があるといふふうには、これを学んでまいりました。もちろん、私が見てきました清水区内のグラウンドは、いずれもトップクラスの整備がされた芝生です。それなりの業者さんが見つかる、それなりの費用をかけているグラウンドです。

そのまま葛城市でも同じようにしようと、決して言っているわけではないということは誤解なきようお願いいたします。

さて、伺います。現在の第一健民運動場、それから新町公園球技場、両グラウンドの使用料について伺います。

川村副議長 岸本教育部長。

岸本教育部長 グラウンドの使用料につきましてでございます。グラウンドの使用料につきましては、新町公園球技場が、午前9時から午後1時までが4,110円、午後1時から午後5時までが4,110円、全日、1日の場合は、午前9時から午後5時までで8,220円となっております。また、第一健民運動場につきましては、野球場、サッカー場とも使用料は無料となっておりますが、夜間、照明の使用の場合は1回につき5,400円となっております、夜間使用の期間は3月1日から11月30日までの間となっております。

以上でございます。

川村副議長 吉村始君。

吉村始議員 今、答弁いただきまして、第一健民運動場については、野球場、サッカー場とも使用料は無料というふうにおっしゃいましたけれども、こういった理由で無料とされているのでしょうか。

川村副議長 岸本教育部長。

岸本教育部長 健民運動場の料金につきましてでございます。健民運動場につきましては、昭和39年の東京オリンピックを契機に体力づくり国民会議が設立され、スポーツを通じて国民の健康、体力の向上が推進されました。そのような中で、奈良県においても昭和41年に体力づくり運動推進協議会が発足し、県民、特に青少年の健康と体力の増強を図り、明るく豊かな生活の醸成を目指した社会体育活動を行うという趣旨のもと、県内各市町村に広く運動場を整備することが決定され、県が土地を購入し、市町村に無償で貸与する形で健民運動場が県内各市町村で設置されたという経緯がございます。

葛城市では、設置当初から使用料は無料でございます。そのような状況からそういうことでございます。また、葛城市には、第一健民運動場のほかにも第二健民運動場と當麻健民運動場がございますが、同じ経緯で設置されておまして、使用料は無料となっております。健民運動場の使用料につきましては、現在では各市町村でそれぞれ状況は違っておりまして、無料、有料、まちまちの状況でございます。

以上でございます。

川村副議長 吉村始君。

吉村始議員 今、使用料については、現在は各市町村でそれぞれ状況が違っているとご答弁いただきました。無料、有料まちまちだというふうにお伺いしました。現在、県内に健民運動場は、31市町村に37カ所に設置されているというふうにご認識をしております。近隣の自治体の例のみで結構ですので、料金はどのようになっているかお伺いします。

川村副議長 教育部長。

岸本教育部長 近隣の自治体の料金の状況でございます。大和高田健民運動場、また御所健民運動場

につきましては、基本的に市民の方への貸し出しとなっております、料金は無料となっております。また、香芝健民運動場につきましては有料、広陵健民運動場につきましては無料となっております。葛城市につきましては、御所市、大和高田市と同じような状況で、大会などは除き、基本的には市民の方への貸し出しで、無料というものでございます。

以上でございます。

川村副議長 吉村始君。

吉村始議員 ご答弁いただきました。大体、数だけでいきますと無料の自治体が多いなというふうな感じはいたしました。それから、あと、設立、健民運動場がつけられた経緯、そして趣旨もご答弁をいただきました。県民、特に青少年の健康と体力の増強を図り、明るく豊かな社会の醸成を目指した社会体育活動を行うというふうなことで健民運動場はできたということで、この趣旨もしっかりと押さえておかなければいけないなと思いました。ただ、有料の香芝市の例もございます。香芝市の例を見ますと、香芝市民も、これ、実は香芝市を見ておりますと有料になっております。香芝市在住、在勤の方以外が使用される場合は、使用料が2倍になるとのことでした。

両グラウンド、葛城市の2つのグラウンドの今後の管理を考える上で、私は先日、また示唆に富む話を奇跡的に聞くことができましたので、ご紹介をしたいと思います。話をしてくださったのは池田省治さんという方でございます。池田さんは、佐野さんと並ぶグラウンドキーパーの第一人者であります。日本人でただ1人、アメリカのスーパーボウルを開催したスタジアムや、旧の国立競技場、秩父宮ラグビー場などを設計施工された方というふうに伺っております。先日、本当に幸運なことなのですが、東京都調布市にあります味の素スタジアムに伺って、ご指導をいただく機会を得ました。味の素スタジアムに行きまして、また私、写真を撮ってまいりましたが、まず、味の素スタジアムのピッチの美しさにすごい感動しまして、息のみました。私、最初見たときに、余りにもきれいなので人工芝かなというふうに思ったんですけども、そんなはずはなくて天然芝なんです。それだけきれいに管理をされておりました。池田さんにそのとき教わったのは、何の目的で、どういった役割で芝生のグラウンド、あるいは公園、あるいは校庭をつくって管理をするのかということを知りました。必要なものとそうでないもの、目的と役割を見きわめて管理しなくてはならないんだよ、整備しなくてはならないんだよ、なぜならば、税金を使って整備するものですよ、だからだよというふうに知りました。ちょうど味の素スタジアムで、先月ですけども、来年開幕するラグビーワールドカップ日本大会に向けて、日本代表とニュージーランドとの試合が行われました。人口がわずか470万人程度のニュージーランドのラグビーがなぜ強いのか。それは、ニュージーランドとか欧米には芝生が身近にあって、小さなころから子どもたちはなれ親しんでるんです。対して日本は土のグラウンドがメインですから、こけたらけがをします。けがを気にして早く手をつくのか、こける寸前まで、地面に顔がつく寸前までボールを持ってられるのか。小さなときに身についたこの差はなかなか埋められない、そういうふうに知りました。だからニュージーランドは強いねんというふうに伺いました。

例えば、第一健民運動場で子どもたちがプレーをします。転ぶとけがをする固い地面や、

滑り込むとやけどをするような地面から選手を守ってくれるのがスポーツターフ、芝生の役割だと考えます。選手のよいプレーを生み出すのが、よく管理された天然のグラウンドだと考えます。芝生の維持管理のためには相応のお金がかかるんです。今後、葛城市のスポーツ文化を受け継いで高めていくのか、それともそれはやめておくのか。私は、先人がつくって、先人が残してくれた両グラウンドは、葛城市の市民の財産だと考えます。市民と市外の利用者に対する扱いは、これは差があってしかるべきだと思いますし、やはりそれなりに使われる方には相応の負担を求めざるを得ないのではないかと考えます。そして、ルールをきちっとつくって、市民の負担をふやすということを言ってるわけではありません。ルールをつくって、そして実際の運用です。誰が使うのか、子どもが使うのか、社会人が使うのか、市民が使うのか、市外の人が使うのか、実際の運用は厳格にすべきだというふうに考えます。

さて、旧新庄町の話になって恐縮ですけれども、かつて新庄教育という言葉がございました。旧當麻町、當麻音頭というのがありましたが、旧新庄町も新庄音頭というのがありまして、そこで「新庄教育、聞こえてござる」というふうに新庄教育のことが歌われておりました。新庄教育は、当時、先端機器を使った教育のイメージがあります。しかし、先端機器は、先ほどの池田さんの言葉によると、これは手段に過ぎないとなるわけでありまして。

昭和50年の中学校新人戦優勝表彰式の後、グラウンドで当時のサッカー選手に訓示された言葉をここでご紹介いたします。読み上げます。スポーツのよさは、勝者は敗者を、敗れた者の傷をいたわり、敗れた者は努力をすることを学ぶことを教えてくれる。これがわからなければスポーツをやる意味もないし、人間教育ができない。それを教えてくれるのはスポーツのよいところである。それがわからないのなら、その上に立つ教育もない。思いやりの精神こそ我が新庄のサッカーの精神である。元新庄町長の足高晋氏の言葉であります。この言葉を知ったとき、新庄教育の本質の一端がこの言葉にあると私は思った次第であります。

施設の維持管理は手段ですけれども、その底流には、スポーツ文化の継承と継続の意思が必要であると私は考えます。そこで、教育長にお伺いしたいと存じます。葛城市には天然芝のグラウンドが2面あります。先ほどの佐野さんの話にあるように、高いポテンシャルを持っているグラウンドだと思います。私は、きちんと整備、管理して生かしていけば、葛城市のスポーツ文化を支える役割が果たせると考えます。この文化の継承、継続こそが大切だと考えますけれども、教育長のお考えを伺いたいと存じます。

川村副議長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。ご質問ありがとうございます。

2つの天然芝の公園の活用についてさまざまなご意見も頂戴したわけですが、今の議員の説明にもあったように、本当に管理というのは難しいんです。今ぱっと目で見ると、今は色は落ちているかと思うんですけど、緑が濃いところは、両グラウンドとも結構いいような環境だと思うんですが、実際に中に入ってみますと、色はきれいでちゃんとそろってますが、中の方はでこぼこになっているというような状況でございまして、決して自慢できる状況ではないというふうに思います。だから、これもしっかり整備をして活用していきたいと、こういう考えは十分あるんですが、これも議員の方がおっしゃいましたが、それをしようと

思えば、すごい技術も要るし、それなりのお金もかかる、労力もかかるということでございます。でも、議員の方からも盛んにご提案いただいておりますように、この2つの天然芝の活用について考えよということで、これは、私、教育長に就任当時から、市長の方からも言われておりまして、あそこのグラウンドを活用して市民の体力等も向上していきたい。その狙いもあるということで、今回お願いしておりますように、機械等も導入させていただいて、管理方法も考えていこうというふうなことを考えております。だから、決して今の状況をよしとするのではなくて、管理の方法も考えさせていただき、そして、それに伴う活用の方法も考えて、今、議員の方から説明がありましたように、そこを活用して市民の体力づくりの方にならしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

川村副議長 吉村始君。

吉村始議員 ありがとうございます。さすが教育者としての目線もあつてのお答えをいただいたと思います。ご紹介いたしますけども、さて、来年は奈良県でやりますけど、今年是全国中学校サッカー大会は鳥取でやっております。先ほど、味の素スタジアムでご指導いただいた池田さんは、校庭や近所の公園などを安い費用で管理する鳥取方式、安い芝生を植えて、安く管理をしましょうという鳥取方式なるものを提唱されて、技術指導に当たっておられると伺いましたので、これのご紹介をしておきたいと思えます。鳥取方式の芝生の維持管理といえますのは、これは、芝やり、肥料やり、散水と、水をやる、肥料を与える、芝を刈りますと。芝を刈ったら、刈りっぱなしですよということです。草抜きをしない、除草剤を使わない、だから子どもたちが走り回っても安全ですよというふうに言われてます。スポーツの試合用に相当の手間をかけて管理しなければいけない芝生もあれば、鳥取方式のように手間をかけるないやり方もあります。要は目的と役割だと思えます。ですから、葛城市はどこのあたりのこれを目指すのかということの目的に合わせて、役割を考えて整備をしていくということをお願いしたいと思えます。

子どもたちが幼いころから、芝生の上でこけて、けがをしたら痛い目にあつたりする心配もなく思い切り遊ぶことは、教育上意義のあることだというふうに考えます。その点から、費用のかからない芝生を、例えば公園に整備してみるとか、あるいは校庭に導入してみるとか、これはグラウンドとはまた別の話ではありますが、今後私も勉強をしていきたいと思えますし、またこれも研究していただけたらというふうなことを申し上げ、1つ目の質問を終了いたします。

続きまして、2つ目の質問に入ります。ため池や雨水貯留施設等による自然災害対策についてご質問をしたいと思えます。

市長は、市民の財産を守ることが行政の第一の使命というふうに午前中おっしゃいました。かねてより市長は、市昇格の本来の要件である人口5万人の市を目指すことを表明されております。市長がおっしゃるように、葛城市は大阪へずっと通勤できますから、通勤も便利で人口増が見込める、奈良県内でも希有な、有利な条件を持ったまちだと思えます。あわせて、市長は、災害に強いまちづくりを表明されております。大規模災害に対する拠点施設に対す

る考え方もまた表明もされております。

さて、一般的に田畑には貯水機能があると言われていますが、葛城市、今後また宅地開発がどんどん進んでいきますと、それに伴って田畑が減少するということになりますと、水害に対する脆弱化につながる危険性も私は考えられるのではないかと思います。宅地化に対する水害の対策はどのようになっていますでしょうか。

川村副議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。よろしくお願いいたします。ただいまのご質問でございます。

宅地化に伴う対策でございますが、社会経済情勢の変化に伴う小規模宅地開発の増加及びため池の減少等、新たな課題が発生をしております。このことから奈良県では、総合治水の取り組みを一層強化し、県民が安全に安心して暮らせる地域社会を実現するために、大和川流域における総合治水の推進に関する条例が平成29年10月に制定されました。防災調整池等の設置規定については、本年10月1日より施行されました。これにより、降った雨が一気に川に流れ出ないように一時的に雨をためる対策を行うため、大和川流域小規模開発雨水流出抑制対策設計指針にて防災調整池の設置が義務づけられております。対象の面積の要件が、従前の3,000平方メートル以上の開発等でありましたが、この条例により1,000平方メートル以上の開発等に設置義務が引き下げられました。この調整池の貯水量につきましては、1ヘクタール当たり300立方メートルとなっております。これを受けまして、葛城市開発指導要綱では、雨水排出抑制対策として、1,000平方メートル以下の開発等につきましても貯留施設の設置を義務化してございまして、周辺自治体より厳しい内容となっております。

貯水量につきましては、1ヘクタール当たり60立方メートル以上とさせていただいております。貯留施設の設置方法等は可変側溝等で対応できるものとしており、これにより降雨時の表面流出量を抑制し、下流域の洪水負担の軽減に寄与するものと考えているところでございます。

以上でございます。

川村副議長 吉村始君。

吉村始議員 今までは3,000平方メートル以上の住宅開発などにのみ貯留施設の設置が義務づけられていたものが、今度は1,000平方メートル以上の開発であっても設置義務が設けられたということですので、基準が厳しくなりましたより前向きになったというふうなことだと思います。例えば、新築住宅開発の具体的な件数、1,000平方メートルといっても余りイメージがぱっと湧きませんので、先ほどおっしゃった1,000平方メートル程度の開発というのは、何軒ぐらい家が建つ、それ以上だと対象になるのかということをお教えいただきたいのと、また、県の条例の基準の根拠についてお教えいただけたらと思います。

川村副議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 ただいまのご質問でございます。

約1,000平方メートル程度の開発でございますが、条件にもよりますが、市街化区域で道路を設置するとしたら、大体4、5軒程度の開発からと思われます。また、県の条例の基準

でございますが、これにつきましては、昭和57年8月の降雨に対して、ピーク流量を超えない範囲で調整するために必要な容量を計算されておるといところでございます。

以上でございます。

川村副議長 吉村始君。

吉村始議員 今おっしゃった調整池等ということで、調整池というと何か実際に空の池を掘ってあるイメージというか、私も住宅の近くで見たことがあります、開発の広さによって貯留施設の設置方法にも幾つか種類があるのではないかというふうに思うのですが、具体的にご答弁いただけたらと思います。

川村副議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 ただいまのご質問でございます。

貯留施設の調整池等でございますが、1,000平方メートル以上の開発につきましては調整池等の設置というものとなっておりますが、設置方法は開発の条件等によっても異なっておりますが、現在も地下式等で設けられている場合もございます。また、1,000平方メートル以下の開発につきましては、市の指導要綱におきまして、可変側溝等を利用して壁をつくって水路内に一時的に水をため、既設水路等へ少しずつ排水を行うというような形式になっております。

以上でございます。

川村副議長 吉村始君。

吉村始議員 今お答えいただきました。可変側溝ですが、初めて私も今回いろいろ調べておまして聞いたのですが、いわゆるコンクリートブロックを埋めて、それから、上にグレーチング、よく住宅開発で最近見るなというふうなものです。これに貯水機能がある、ちょっとずつ水路へ流す、排水をする機能があるということでございますね。

それから、あと、葛城市というのは雨が少ないということで、昔からため池が多いイメージがあります。まず、ため池の役割を教えてください。また、葛城市内、ため池は一体幾らぐらいあるのかという数と、あと、イメージが湧きやすいように主なため池の面積、貯水量をお答えいただけたらと思います。

川村副議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。どうぞよろしく申し上げます。ただいまのご質問でございます。

ため池の第一の役割でございますが、水田に安定して用水を供給する利水機能であります。そして、農業用としての役割がある一方で、地域の防火用水源としても使われるなど、人々の暮らしにいろいろな面で役立ち、そのほか洪水調整機能などの災害防止、生態系保全などの公益的な役割も果たしております。

続きまして、市内のため池数でございますが、本市のため池台帳に記載されているため池数は162カ所でございます。推定貯水量といたしましては、市内で最も貯水量が多いのは中戸新池で12万トン、次に新在家大池で11万2,000トン、次に疋田池で約8万7,000トンになります。

次に、ため池面積であります。市内で最も大きい満水面積が疋田池で3.73ヘクタール、次に北花内にあります白光田池で3.0ヘクタール、次に中戸新池で2.4ヘクタールになります。以上でございます。

川村副議長 吉村始君。

吉村始議員 今、具体的な池の名前を聞いておまして、よく知られた有名な池というのはやっぱり大きい池やったなというふうなことがわかりました。

さて、ため池には洪水調整機能などの災害防止する機能があるとのことご答弁でありましたが、ため池を利用した大雨などへの対策はどのようにお考えでしょうか。

川村副議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。

ため池を利用した対策ということでございますが、ため池を活用した雨水貯留対策につきましては、大和川流域総合治水対策として、来年度より補助事業として貯留施設整備事業を行っていく予定でございます。この事業は、ため池の本来の機能であります、先ほど申しました利水容量を貯水容量に振りかえ、洪水調整をするものでございます。通常時の水面水位を低下させ、大雨時に一時的にため池にて貯水を行い、余水吐の構造改良を行うことにより排水の抑制を促すものでございます。現在4カ所を選定させていただき、今後、地元と調整協議を行わせていただく予定となっております。

以上でございます。

川村副議長 吉村始君。

吉村始議員 貯留施設として葛城市内にもともと多くあるため池を整備して使おうというお話でしたけれども、整備するのにお金がかかりますが、大体おおよそ1件当たりどれぐらい見込んでいるものでしょうか。また、工事費などのインシヤルコストのほかにランニングコストもかかるものなのでしょうか。お答えをお願いします。

川村副議長 都市整備部長。

増井都市整備部長 ただいまのご質問でございます。

ため池によっても異なってはまいります。大体整備にかかる費用につきましては、1件当たり約1,500万円ぐらいと考えております。ランニングコストにつきましては、通常の池の管理と変わりございませんので、これにかかる費用は特別に必要なはございません。

以上でございます。

川村副議長 吉村始君。

吉村始議員 ため池は、1回工事をしておくと、その後は特にランニングコストがかかるというわけではないというふうなことでした。

さて、ここで2つ、紹介と提案だけさせていただきたいと思っております。先ほど増井部長の答弁でおっしゃった、大和川流域における総合治水の推進に関する条例の第5条を読んでおきますと、奈良県民は、河川などへ雨水が流れるのを抑制して、浸水被害を減らすことに自主的、積極的に努めなければなりませんというような意味合いのことが書かれております。平成29年10月現在、大和川流域では、雨水タンクを設置する方、これは雨水タンク、こういう

のが、家庭用貯留槽というのがありまして、これ、ネットからとってまいりましたが、それを設置する方へ、大和川流域では費用助成等を行う自治体が6市町あるというふうにされております。そこで、家庭用貯留槽の普及を促進するために費用助成等の検討もまたどうかなというふうにご提案をしたいと思います。

それから、2つ目に、先ほど、調整池は地下式で設ける場合もあるというふうにご答弁いただきましたが、そのときに使えるであろうプラスチック貯留材というのがあります。これもパンフレットをもらってきておりますが、屋外で人が集まる場所の、荷重にも結構耐えられるものらしいんですが、芝生による公園緑化、先ほど申しましたその下にも利用できるのではないかなというふうに思う次第であります。災害には、言わずもがな、さまざまな種類がありまして、地域によって、また自治体によって対策がもともと違ってくるものであると、これは当然のことであると理解をしておりますので、市としての災害の効果と全体のバランスを見ながら、今言ったのはあくまでも検討材料にしてもらえればありがたいなというふうに考えております。

さて、ここで市長にお伺いいたします。改めて、葛城市の防災対策に取り組む市長の人口増を目指すというふうな観点とあわせて、どのように取り組んでいかれるのかお答えいただけたらと思います。

川村副議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご質問にお答えいたします。

昨今の気象条件というのは非常に変わっております。今年でも台風、大雨等に関する避難準備を数回出ささせていただきました。そのたびに、ため池の管理をされてる、これは主に農業用水ですので、水利組合さんの方に事前放流をお願いしております。その中で、事前放流していただけたところとしていただけないところといろいろあるんですけども、ため池の今までの考え方を少し変える必要があるのではないかという話を、実は1年半前の大和川流域の河川局の集まりが、初めて上流域で呼んでいただきまして、そのときにお話しさせていただきました。大和川流域といいますのは、特に亀の瀬、三郷から王寺にかけて非常に浅くなっておりまして、その手前の市町村でオーバーフローして氾濫する可能性が非常に高い地域でございます。その集まりに初めて上流域で呼んでいただきまして、もうほとんど計画等は進んでおったんですけども、せっかく呼んでいただきましたので意見を言う機会がありますかと言いましたら、今言ってくださいとおっしゃったので、その当時、葛城市でも雨が降りますと、葛城川の水位が上がりますと、支流の細い川なんですけど、それがオーバーフローするんです。水位が低ければ吸い込んでいくんですけど、水位が高いものですから吸い込まないで、ただ、そこで申し上げた言い方といいますか、どういう言い方をしましたかといいますと、うちは簡単なんです。支流がオーバーフローして床下浸水でもいきそうであれば、無理やりでも水中ポンプを据えつけて、上の方の川のところにくみ上げればいいわけなんですけど、それをやれば下流域に非常なリスクを背負わせてしまうというお話をさせていただきました。ただ、東京都のように地下に大きなドームを何百億円もかけてつくるといったような予算もございません。補助もいただけません。また、農水省等がおっしゃるような、

あぜを高くして川の水を田んぼに流すというようなやり方も現実的な手法としては非常に使いにくい。その中で、葛城市には162のため池があります。大きなため池の幾つかを調整池として使う方式を考えるべきではないか、非常に整備としては低コストですというお話をさせていただきました。1年間、農水も含めまして、いろんな場所でその説明をさせていただきました。国の方にも寄せていただきましたけど、ようやくそのやり方が認められました。

その中で、今年度、奈良県を通じまして、ため池の、今言ってる調整池としての使い方の重点地域の中に、実は葛城市は外れてしまったんです。言い出しっぺが外されてしまって非常に悔しい思いをしたんですけども、おっしゃるのは確かなんです。葛城市は水害があったかて床下でしょう。実際には、非常に床上浸水から2メートルぐらい水をかぶってしまうようなエリアが最重点地域でございますので、そちらが優先される。その中で、県ともいろいろ相談させていただきまして、新しいやり方を見つけていただきました。下流域と上流域の市町村の協定を結ぶことによって補助事業にのっけていけるというお話をいただきましたので、それにのっかって次年度から整備させていただく予定の池が4つであるということでございます。複数年にかかると思います。1年目は設計もしくは工事まで、急いだら入れるのかなというような感じはしますけども、常識的に考えますと1年目は設計、2年目から2つ、2つの計4つがまず先行してさせていただく。最終的には7つぐらいはやはり必要かなという思いでおります。

ため池のシステムとして考えるのは、これはなかなか難しい話でして、水利権者が農家の方でございますので、農家の方にまずご理解をいただかないといけない。ご理解のいただけたところから進めていくという作業になります。例えばの話、3メートルため池の水深があったとしたら、昨今、何と申しますか、吉野川分水等も入ってますし、農地面積も若干減ってきておりますので、ため池の水の使用としては非常に少なくなってきた。仮の話、3メートルあるとしたら2メートルを農業用水として、1メートルを調整池用として使わせていただけないかという理屈でございます。この話は、先ほど議員がご指摘いただきましたように、市のまちづくりと非常に関係しております。今現在は、確かに上流域より下流域の恩恵を受ける可能性が高い。でも、葛城市のまちづくりといたしまして、私は、基礎自治体としてやはり5万人都市を目指すべきである。そうなれば宅地も当然ふえます。民間企業等の誘致を頻繁にする必要がある。民力によって葛城市を活性化していく作業に入りますので、そうしますと、農地が減ることによって水の保水力が少なくなる。そうになりましたら当然、今は床下浸水はある程度、一部の地域でございますので、それを防ぐという前提でやるんですけども、それを見越した中での災害の準備の仕方である。20年先のまちづくりの中で今これを取り組んでいくことが、今現在の気象条件においても非常にメリットがある。さらに、将来の葛城市にとっても、その整備の仕方を進めることが今の気象条件から考えると非常にメリットがあるという判断のもとに、次年度の災害に強いまちづくり葛城市に向かったの予算項目の1つに今考えているところでございます。

以上でございます。

川村副議長 吉村始君。

吉村始議員 ご答弁ありがとうございます。今、市長がおっしゃったとおり、非常に意味のある、そしてコスト的にも非常にすぐれた政策だと思います。いいことだなと思って伺いました。

さて、続きまして、子育て世代の負担軽減についてお伺いいたします。ここでは、実は、先ほど保育無償化と、それから、9月定例会で市長が言及されました、高校卒業までの医療費助成について、2点伺おうというふうに思ったんですが、保育無償化につきましては、先ほど内野議員が既に質問をされたところであります。また、このたびの一般質問の通告一覧を見ておきますと、あしたの一般質問で谷原議員が、保育・学童保育の定員と保育希望者数の見通しについてという題で質問される予定となりますので、内容がかぶるので、ここは2人にお任せをしようということで、私からは、先ほど言いましたように、9月議会で杉本議員が一般質問されているときに、市長が、市の医療費助成を高校卒業まで延長したいというふうなことを言及されたと思いますので、もうちょっとこれをしっかり聞いておきたいと思ひまして、質問をいたします。まずは、奈良県内のほかの市町村での、高校卒業までの医療費助成の実施状況についてお伺いいたします。

川村副議長 松村市民生活部長。

松村市民生活部長 市民生活部の松村でございます。どうぞよろしく申し上げます。ただいまのご質問でございます。

高校生の医療費助成の拡大につきましては、市長の指示により、現在、諸事項について検討しながら準備を進めてるところでございます。まず初めに、奈良県内の高校卒業までの実施状況でございますが、平群町、山添村、吉野町、野迫川村、川上村、東吉野村の6町村で実施されております。また、山添村につきましては二十歳までというところでございます。県内の中で、葛城市を除く11市で実施されているところは現在ございません。

以上でございます。

川村副議長 吉村始君。

吉村始議員 主に山間部の町村で実施されてるというふうなことでございました。ちなみに、葛城市を除く11市での医療費助成については、現時点ではどのようになっていますでしょうか。

川村副議長 市民生活部長。

松村市民生活部長 ただいまのご質問でございます。

葛城市を除く11市ということで、葛城市も同様でございますけれども、ゼロ歳から15歳までとなっておりますのが現状でございます。

川村副議長 吉村始君。

吉村始議員 これは仮の話なんですけど、葛城市で新たに高校生まで医療費助成を拡充した場合、受給の対象となる人数、これはどれぐらいの見込みになるもののでしょうか。また、費用はどれほどかかるものなのでしょうか。

川村副議長 松村市民生活部長。

松村市民生活部長 仮に高校生まで拡充した場合の受給者数でございますけれども、平成31年度に実施した場合、16歳から18歳までの子どもが対象となります。約1,160名の方が該当してくると見込んでおるわけでございます。費用的なものといしまして、扶助費につきましては、

平成29年度の国保加入者の高校生が病院等で受診された医療費データをもとに試算いたしましたところ、約1,500万円の予算が必要になってくると見込んでおります。また、奈良県の助成基準から、15歳までが奈良県の補助基準でございます。これによる県の補助金での対応はございません。このほかでございますけれども、申請書、資格証発行、郵送料、印刷費、いろいろなものを含めまして50万円ほどかかってくると見込んでいるところでございます。

川村副議長 吉村始君。

吉村始議員 なるほど、これぐらいの費用で実現できるということですね。仮に、善は急げということで、次年度から頑張ってスタートしましょうというふうになりましたら、どのような流れになるのでしょうか、お答え願います。

川村副議長 市民生活部長。

松村市民生活部長 今のご質問でございます。

仮に平成31年度から制度をスタートするとした場合でございますけれども、来年3月議会に、制度開始に伴います条例改正並びに当初予算に扶助費や事務費の計上が必要となり、議会の議決をお願いする形となるわけでございます。また、本制度をスタートするに当たりましては、協力が不可欠となっております奈良県や葛城市の医師会、医療機関のデータを取りまとめる奈良県の国保連合会との調整が必要になることなど、他の福祉医療制度と同様に事業を進める準備を現在も行っておるところでございます。

以上でございます。

川村副議長 吉村始君。

吉村始議員 ご答弁いただきました。来年10月から、これはあくまでも予定ですが、消費税が増税されることになっております。消費税の大きな問題点は2つありますけれども、1つは、消費や投資が少なくなると、景気に悪い影響を与える可能性があるということでありまして、2つ目には、累進課税である所得税などと違って、貧しい人の負担がふえる逆進性が高い税金であるということは指摘をしておかなければなりません。その中で、経済的に負担のかかる時期、今の質問であれば、子育て期間を支援するということには本当に大きな意味があると思います。子ども医療費の助成期間の拡大は、もし、葛城市で実現できれば高く評価できるものであると思います。市長のお考えを伺いたいと思います。

川村副議長 阿古市長。

阿古市長 高校卒業までの医療費の無料化というのは、実は、これは私の公約でございました。2016年の公約の項目の1つに挙げておりました。葛城市のまちづくりのあり方として、その公約を挙げた理由というのは、子育て世代に対する葛城市の取り組みの方向をあらわす1つの項目として挙げさせていただきました。就任いたしまして2年間、精査をさせていただきました。その中で、その手法でありますとか、福祉医療として処理しますので、その制度のあり方ですとか金額ですとか、その中で果たして葛城市の今の財政の中で踏み込めるのかどうか。当然、一旦入れました制度ですので、このまま継続していく必要がございます。毎年、今の人口の中で約1,500万円、当初、初年度を試算させたら900万円という数字が出たんですけども、それとはこの2年間で若干また数字が上がってきたなという思いでございますが、葛城

市はどういう方向でまちをつくるんだという、ある種の発信的な意味もございます。若い世代の流入が非常に盛んになる、そのような循環ができるようなまちづくりをしていきたいという思いの中での、高校生までの無償化の制度の導入を考えております。

以上でございます。

川村副議長 吉村始君。

吉村始議員 ご答弁ありがとうございます。今、市長がおっしゃったとおり、魅力的なまちには自然と人が集まってくる。特に若い人たちが集まってくる。そうすればまちは活性化できるのではないか。これが、市長は当初から、まちおこしではなくてまちづくりだというふうにおっしゃってましたけれども、本当のまちづくりにつながるのではないかなというふうに思います。私、今回、質問3ついたしましたけれども、いずれも魅力的な、人口増を目指すというのはすごく夢があるし、葛城市の場合は現実味が本当にあることだと思いますけれども、そういった観点で、私、今回質問をさせていただきました。

以上をもちまして私の一般質問を終了いたします。丁寧なご答弁ありがとうございます。

川村副議長 吉村始君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後3時29分

再 開 午後3時45分

川村副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、9番、増田順弘君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

9番、増田順弘君。

増田議員 皆さん、こんにちは。本日最終の一般質問でございます。増田順弘でございます。先ほど議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

3点ございます。まず1点目、図書館の利用拡大と環境整備につきましてお尋ねをいたします。2点目は、通学路の安全点検についてお尋ねをいたします。3点目は、ご当地ナンバープレートについてご質問をさせていただきます。

なお、これより質問は質問席にてさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

川村副議長 増田君。

増田議員 それでは、よろしくお願いいたします。

図書館の質問につきましては、2年前の9月議会に続いて2回目の質問となります。再度質問させていただいたということは、当時から質問に対するご回答といたしますか、進展がなかったということで、改めて質問をさせていただくことにいたしました。今回は前向きなご答弁がいただけますように、よろしくお願いいたします。前回は前市長の時代でございましたので、阿古市長、よろしくお願いいたします。

まず、この質問をさせていただくことになった理由の方から説明をさせていただきます。皆さんもご承知のとおり、読書が脳の働きを活性化するための一番効果的なトレーニングであると、こういうふうに言われております。このことは、文化庁主催の日本語問題研究協議会という、これ、古い時期、5、6年前になると思うんですけれども、東北大学の川島隆太

教授が次のように述べられております。大脳の中の前頭前野、こういう部分がありますが、ここは人とのコミュニケーション、判断力など、人間ならではの思考をつかさどるところであると、こういうふうに言われております。テレビとかスマートフォン、スマートフォンゲーム、そういうことをすることでこの機能が低下をすると、こういうふうに言われております。症状としては、キレやすいとか、そういう問題となっておるような症状が出ると。さらに、熱中をしますとアドレナリンが代謝すると、興奮状態になって依存症になると、こういうふうにも言われております。

一方、読書においては、知恵とか知識、感性、こういったものが身につくというのは当然でございますけれども、前頭前野を鍛えるということで、左右の脳のバランスがよくなってくると、鍛えられると、こういうふうなことが読書によって効果として得られると、こういうふうに言われております。

また、高齢者におかれましては、読書とか計算、マージャンが高齢者にいいというのは、計算をするということだと、指先の機能も多いんですけど、読書と計算、こういうことを繰り返すということが非常に痴呆症などの予防効果が高いと、こういうことも言われております。

そのほかにも、本をよく読む子は学力が高いと一般的に言われております。先日、テレビを見てますと、健康寿命に関する番組がありまして、今回質問を再度させていただく理由になったのも、非常にこれが興味深かったので取り上げさせていただいたんですけども、読書習慣のある人は、ない人に比べ23カ月健康寿命が長いと、こういう研究結果がアメリカのイエール大学で報告をされております。

それから、もう1点、日本の健康寿命、これ、都道府県のランキングですけれども、山梨県が1位ということでございます。人口当たりの図書館の数、これが全国平均の、断トツに多いと。2位から大きく切り離して、ぶっちぎって山梨県の図書館の数が多いと。そういうふうなデータから、読書は健康寿命を延ばす効果があると、こういうデータの推測からいう健康寿命と、こういうふうなことも番組の中では賛否がございましたけれども、そういう番組もございました。

本市におきましても、従来から、図書事業につきましては非常に力を入れていただいております。特に幼児等の皆さんを対象に、読書への関心を深めると、こういうふうな運動であります當麻おはなしろそくの会、それから新庄おはなし会、この活動は、本市の子ども教育に大きな成果を上げていただいているというふうに思います。さらに、年間の購入図書の予算、これも近隣の市町村から比べますと、非常に十分な確保をいただいているというふうに思っております。

そこで質問に入らせていただきます。ここ3年間の各館の、當麻図書館、新庄図書館の利用状況についてお尋ねをいたします。

川村副議長 岸本教育部長。

岸本教育部長 教育部長の岸本でございます。よろしくお願いたします。ただいまの増田議員のご質問にお答えさせていただきます。

図書館の利用状況につきましてでございますが、まず、図書館の年間貸し出し人数について述べさせていただきます。平成27年度におきましては、新庄図書館が2万5,452人、當麻図書館が2万6,877人、合わせまして5万2,329人でございます。平成28年度におきましては、新庄図書館が2万6,990人、當麻図書館が2万9,405人、合わせまして5万6,395人でございます。平成29年度につきましては、新庄図書館が2万7,433人、當麻図書館が2万6,347人、合わせまして5万3,780人でございます。

次に、貸し出し冊数につきましてでございます。平成27年度におきましては、新庄図書館が8万6,623冊、當麻図書館が9万2,867冊、合わせまして17万9,490冊でございます。平成28年度におきましては、新庄図書館が8万7,866冊、當麻図書館が10万1,047冊、合わせまして18万8,913冊、平成29年度におきましては、新庄図書館が9万8,777冊、當麻図書館が9万5,077冊、合わせまして19万3,854冊となっております。

以上でございます。

川村副議長 増田君。

増田議員 ありがとうございます。ここ3年、5年前から見ても1割ぐらいの増ということで、利用がふえておるといふような状況でございます。利用増に伴って、以前は當麻図書館の方が利用が多かったというふうに記憶してるんですけども、今の報告でもそうなんですけど、最近になって鈍化しておると。以前から當麻図書館の利用は多いが、フロアが狭いということで置き場所に困ってるんだというふうなことも伺いをしておりました。限られたスペースでございますので、友好に活用できるスペースとなれば、あそこは2階建てになっております。倉庫等に今、活用されておるといふふうに伺っておりますけれども、2階の利用も含めまして、手狭になっているフロアの改善策、ご検討いただいているのかお尋ねをいたします。

川村副議長 岸本教育部長。

岸本教育部長 ただいまの當麻図書館の2階等の利用でございますが、まず、図書館では、古く、利用価値の低い本を除籍し、新刊書を配架しております。新刊書購入時に除籍する図書については、両図書館のバランスを図りながら検討しております。新庄図書館につきましては、床面積が広く、開架書架や閉架書庫には多少の余裕があるため、新庄図書館に所蔵の割合を多くし、保管しておるところでございます。

當麻図書館の方は、おっしゃってるとおり、面積が少ない状況でございます。しかし、両図書館で保有しております書籍につきましては、どちらの図書館でも貸し出しサービスを受けられるように、両図書館の間を毎日回送する体制を整え、市民の方の利便性の向上に取り組んでおるところでございます。

議員のおっしゃいますように、當麻図書館については2階スペースを閲覧場所等として利用する方法もでございます。そうして1階の蔵書をふやすことも利便性向上につながるかと考えられますが、2階に上がるには今、階段しかなく、そういう点も考慮に入れながら、どの程度2階を利用できるか、今後の課題として検討していきたいと考えております。

以上でございます。

川村副議長 増田君。

増田議員 2階に閲覧室といいますか、閲覧席を設けてとなると、2階に上る煩わしさであったり、高齢者の方にとっては上りづらいとか、防犯上の問題とか、いろいろ問題があるかとは思いますが、フロアの効率的な利用等も考慮しながら、かえって2階の方が本を読むに当たっては、ゆっくりと落ち着いてと、こういうふうなことも考えられるのかなというふうなことも推測できるわけですので、ご検討をよろしくお願い申し上げておきたいと思っております。

次に、本市には2つの図書館がございます。これは、合併前、統合せずにそのまま残しておるということがこの2つあるということではなく、より多くの市民の皆さんに身近で図書館を利用していただく、こういう意味においても、今後とも2つ存続していただきたい。先ほどございましたように、身近に図書に親しんでいただく意味からも、この2館制というのは引き続き残していただきたいなと強い思いをいたしておるところでございます。そこで、2つあるメリットということで、これ、以前にもご提案申し上げたわけでございますけれども、私も、人にこういうことを言いながら、そんなに図書館を利用する人間ではございませんけれども、気がついて、図書館で調べに行こうかといったときに限って休みなんです。たまたまなんですけどね。そういうことも以前から不自由を感じておりました。また、市民の皆さんからも、一部の方からも同じようなことを、あれ、2つあるけど、ずらされへんかなと、こういうふうなことも聞かされて、2つある意味からも、ずらしたら、気がついたときに図書館で調べものといったときにそういう不自由がないのかなということで、以前にも質問させていただきました。先ほど部長の方からもご説明ございましたように、両館を1つの在庫といいますか、所蔵書として頻繁に貸し借りといいますか、輸送を両館往復していただいているというふうなご苦勞も、これは両方が同じ日にあいてることによってできることやということは重々承知をした上でなんですけれども、改めて2館のメリットということも含めて、再度お尋ねをしたいと思います。

川村副議長 岸本教育部長。

岸本教育部長 両館の休館日の見直しということでございますが、まず、合併直後につきましては、旧町のそれぞれの両館の休館日で運営をしておりましたが、平成17年4月より両館を統一し、毎月の休館日を毎週火曜日と第2、第4水曜日として実施させていただきました。その後、市民の方の利便性を高めることを目的といたしまして、平成18年5月より、今おっしゃるように、毎月の休館日をずらしまして、新庄図書館では毎週火曜日と第2、第4水曜日、當麻図書館では毎週木曜日と第1、第3水曜日を休館日といたしまして、必ずどちらかの図書館が利用できる体制に変更させていただきました。しかし、業務を開始いたしますと、休館日をずらしたことによりまして、先ほどもありましたように、毎週3日間、本を回送させていただき業務の方がとまりまして、利用者への貸し出しが遅くなる事態となりました。また、開館している図書館で本の所蔵検索を行った際、読みたい本が休館中の図書館にあった場合は即日の貸し出しができず、利用者には待ってもらおうということになり、スムーズな本の流れをつくることができませんでした。そのようなことから、平成22年11月より、もとの統一した休館日に戻りました。現在、回送する本の量につきましては、増冊貸し出しで特別

多いときで、1日約200冊、通常は100冊、少ないときでも30冊程度ございます。また、そのうち予約分としましては約2割の20冊から5冊程度で、その往復をしております。また、休館日をずらすことによりまして両館の職員が同時に出勤する日が週に3日だけになり、行事などを実施する協力体制がとりづらいつという支障などもございました。現在では両館の休館日が同時となり、休館日明けには迅速な対応に心がけ、本がスムーズに回送できるように努めるとともに、職員が協力しながら市民サービスの向上に取り組んでいるところでございます。

以上のようなことから、一度休館日を見直してもとに戻った経緯もありますので、今の状態の体制を続けていきたいと考えておるところでございます。

川村副議長 増田君。

増田議員 以前と同じようなご回答でございますし、わからんでもないご回答やと思います。ただ、その理由につきましては、今ご説明ございましたように、非常に業務上の問題が理由として挙げられておると。市民の利便性がどうなんだと。戻したから不平が出なかったということは、そうかなと思うんですけども、これ、利用者は限られた方が、固定客といいますか、が利用されていると。今まで以上の幅広い方に利用していただくというふうなことを考えたときに、そういう利便性も必要かなというふうに私は感じてるので、その辺のことを申し上げたかったということでございます。だから、後からも出ますけれども、少し、何というんですか、ワンランク上といいますか、1つサービスを上げていただくと、こういうふうなことを期待したかったと、こういうことでございます。後ほどその辺のご提案は申し上げるといたしまして、次に、購入図書、先ほど説明あったかと思いますが、年間に約5,000冊購入をいただいております。その購入については、誰がどのような基準で選ばれているのか。個人の主観ではないとは思いますが、何かそういう選考基準等があるのか。その辺のところをまずお聞かせ願いたいと思います。

川村副議長 教育部長。

岸本教育部長 図書の購入につきましての基準でございます。図書の購入につきましては、資料選定基準により選定を実施しているところでございます。まずは新刊書の案内書籍がございまして、そちらの方から選定基準に基づきまして、主に利用の多い基礎的、一般的な書籍を選定し、購入しております。また、専門性の高い本の場合は、県内の他市町村の図書館などの状況を確認し、相互貸し出しの利用等も踏まえて対応をしているところでございます。また、リクエスト制度などを設けまして、できるだけご要望にお応えできるように取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

川村副議長 増田君。

増田議員 そういう新刊書の案内書籍、今月こういうのが出ましたと、半期に1回ですか、3カ月に1回ですか、そういうのが冊子としてあるんだよと、こういうことでございます。打ち合わせにないことを、答えはいいですけども、これ、新刊5,000冊ですけども、貸し出されない本なんてほとんどないですよ。ほとんど借りていただいているということでもいいですか。そ

ういうふうに解釈させていただきます。無駄がない購入をしていただいているということを信じておきたいと思えますけれども、今ご説明ありましたように、そういう基準に基づいて職員さんが選んでいただいていると。

それから、もう一つは、リクエストカードによる購入もしていただいているということですよ。これ、私、この間行って、リクエストカードはどんな紙ですかと聞いたら、題目と書籍のメーカーといますか、本屋さん、出版社の名前を書くという欄でございます。ここには、見当たらなかつたらそこに書けば調達していただけるという、そういう意味、他館から借りれるとか、そういうふうなためのサービス上の書類というふうに思うんですけども、非常に親切なリクエストカード制やというふうに思います。これはどことも図書館でやっておられるのかどうか定かではないんですけども、それを知ってる方はそれを活用されるんですけども、知らない方は、探したけどないで終わってしまうので、ご提案なんですけども、その紙を見て感じたんですけども、入り口に、図書館のカウンターの受付の上にも、必要な図書が見当たらない場合は係に申し出てください。当館にない場合は、必要に応じて他館からのお取り寄せもいたします。また新規購入書の参考にさせていただきます。探してる本が見つからなかつたら、係に言ったら出してくれはるんやと。もしなくても、ほかから取り寄せてくれはるんや。最悪でも、ある程度制限はあるけども、あかんかったら買うてくれはるんやと、こういうことをやってるんですけども、周知できてないんです。これは、ぜひとも周知する意味で、張り紙で、予算は要らんサービス向上策でございますので、やっていただけたらなというふうに私、感じました。先ほど言いましたように、そんなん皆知ってるわと、これは、日ごろご利用いただいている利用者であって、ふだん図書館を利用されない方にとっては、目からうろこではないですけども、こндаけサービスをしていただいているんだということが実感として感じていただけるサービスであるかなというふうに思いますので、そういうご提案を申し上げたいというふうに思うんですけども、それに対するご答弁をいただけたらと思います。

川村副議長 教育部長。

岸本教育部長 図書館のサービスの告知ということでございます。図書館のサービスにつきましては、先ほども申し上げました、リクエスト制度による市民の方のニーズの把握や、また、本を探すお手伝い、また、端末の使い方など、丁寧な対応を心がけておるところでございますが、図書館が初めての方やなれない方にもサービスの内容が十分伝わりますように、PRや工夫をしてまいりたいと考えております。また、新刊書のコーナーや季節行事ごとに本の展示コーナーを設けるなど、初めての方やなれない方にもわかりやすい工夫や、また、市の広報紙やホームページの活用、図書館だよりの充実などの広報活動もしっかりしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

川村副議長 増田君。

増田議員 ぜひともこのご提案を採用していただけたらというふうに思います。

それでは、次に、図書館周辺の環境の充実についてと、こういうことでお尋ねをいたしました

いと思います。この件も2年前にもお願いをして、まだ改善をしていただけていないと、こういう案件でございます。先ほども申し上げましたように、子どもたち、それから高齢の方といたら失礼ですけども、諸先輩方のご利用拡大、こういうふうなことを進めるとなりますと、自動車以外、自動車はある程度、両館近隣に駐車場というのは配備をしていただけてるんですけども、自転車とかバイク等の駐輪場、これは、どちらの館も、私、不十分やなというふうに感じます。近隣の御所市、大和高田市、香芝市、ここを先日、図書館を見てきました。図書館に限らず、どこのこういう公共施設におきましても、入り口には駐輪場等があるというのが普通といたしますか、例外に漏れず、御所市の図書館も大和高田市の図書館も香芝市の図書館も、入り口には駐輪場が設けられております。

一方、本市の當麻図書館の前は、庁舎の北側の駐車場のところに駐輪場があつて、正面はないと。しかし、自転車をとめるスペースがあるので、自転車は現実とめておられるのかな。たまにとめておられます。それから、新庄図書館は、中央公民館と図書館、マルベリーホールとの間を通過して、体育館の横に駐輪場があるので、駐輪場はあちらですよという矢印が、その通路のところに出ております。矢印の立っておるところに自転車を置かれておると。中央公民館も各教室等で自転車、バイク等でお見えになる方は、道の東側に駐輪場もあるんですけど、地下道をくぐって渡るとというのは遠い、奥の体育館まで行くのも遠いというようなことで、便宜上、その間の通路に置かれておると。奥の駐輪場を見ておりますと、駐輪場ではあるんですけども、一部ものが置いてあると、自転車以外のものが置いてあるという現状でございます。何を置いてあるかというのは、調べてきていただいたらわかるかと思っておりますけれども、そういうふうなことで駐輪場の充実をしていただけないかなと、そういうお願いでございます。

川村副議長 岸本教育部長。

岸本教育部長 駐輪場についてのご質問でございますが、駐輪場の設置場所につきましては、今、議員がおっしゃいましたとおり、新庄図書館につきましては、周辺の施設共用の駐輪場としまして、市民体育館の南側に屋根つきの駐輪場を設置し、ご利用いただいている状況でございます。また、當麻図書館につきましても、先ほどおっしゃっていただいたように、當麻庁舎北側駐車場の南側に設置の屋根つきの駐輪場をご利用いただいております。どちらも少しは遠い距離にある関係もあり、駐輪場でないところにとめておられる方もお見受けするところでございますが、極端に遠い場所でもなく、安全性も考慮して設置されておるものと考えておりまして、また、新庄図書館の方の駐輪場につきましては、周辺施設のイベント開催時等の状況を鑑みますと、今の場所が適切かと考えております。

以上でございます。

川村副議長 増田君。

増田議員 周辺施設のイベント開催時の状況を鑑みますとということでございます。年1回の公園まつり等々、あそこで催事があることも想定されてるというふうに思いますけれども、私が言ってるのは日ごろの利用であつて、年に数回使うイベントのスペースに配慮した、それがために広いスペースをあけておくというのはいかかなものかなと、こういうことで、何とか、

屋根がだめでも枠、サークルというんですか、囲いだけでもしていただくような、ここが駐輪場ですよと、ここに正しくとめてくださいよと、そういうようなことだけでも何とか手がけていただきたいなど、こういうことでございますので、よろしく申し上げます。

いろいろと図書館につきましてお願いなり、ご要望を申し上げたところでございますけれども、ここまで図書館に関しまして、市長の方からもご所見をいただけたら、お願い申し上げたいと思います。

川村副議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご質問にお答えいたします。

ちょうど2年前の9月議会とおっしゃったんですね。ですから、私はこの件については初めて答弁させていただくわけでございますけれども、図書館とのふれあいというのは、時代、時代によって、その目的ですとか意味とか変わってくるように思います。私、余りそんなに最近本を読むこともなくなりましたが、考えてみますと、昔ですと児童書を読んだり、それとか、学生のころは文庫本を読んだりとか、サラリーマンだったらハウツー本を読んだりとか、その時代で読むような本もありました。その中で図書館を利用した記憶というのは、何か調べものをするときに昔行ったような記憶がありますし、また、逆に言えば、暑い時期にクーラー目当てに図書館に行って、机を借りてたような記憶もあります。そういう具合に、その時代によって図書館が使われる目的とか、そういうようなものもいろいろ変わってきてるのかなという気がします。

議員がご質問されるに当たって、いろんな図書館のデータを調べてみました。そうしますと、葛城市の場合は、両方ともが大体10万弱の本の貸し出し数、そのうち約半分が児童書の貸し出しが多いというのが、非常にほかの図書館と比べて大きな特徴かなと思います。それを考えますと、ある種、今の時代といいますか、検索するのは大抵ネット検索を最近される方が多いので、ですから、どちらかというところの憩いの場的な意味合いがかなり多くなってきているのかなという気がいたします。その時代に合った図書館のあり方というものの間違えずに、図書館機能として備えていくべきなのかなというのが、私の図書館としての考え方でございます。

議員ご指摘の、駐輪場の場所ですとか休館日の問題、これ、多分、休館日については、部長の方から答弁しましたように、過去においても変遷がございます。多分その当時にいろんなご意見をいただいた中でチャレンジしたことだと思います。その中で最終的にまた今の形に落ち着いたのかなという気はいたしますけれども、本当に市民の方の利便性だけを追求するのであれば、休館日なしが一番いいわけでございますけれども、なかなかそれは行政コストのバランスの中でそういう形にはなっていないのかな。それと、駐輪場につきましては、確かに近い方がいいのはよくわかります。おっしゃってる意味はよくわかりますけれども、それは将来的な、もし、図書館というものの整備を考えた段階で考慮すべき1つの要因なのかなというようにお聞かせいただいたわけでございます。議員のご意見は真摯に受けとめて、これからは図書館のあり方というものを考えていきたいという思いでございます。

以上でございます。

川村副議長 増田君。

増田議員 ご丁寧な答弁ありがとうございます。図書館につきましては、先ほどから長々と述べておりますけれども、市民の教養、感性、こういった向上プラス健康面でも意義ある施設であるというふうに私も勉強させていただきました。今後ともより多くの市民の皆さんに図書館を利用していただけるよう、図書館運営の更なる充実をお願いいたしまして、質問、次に移らせていただきます。

次に、通学路の安全点検についてお尋ねをいたします。

今年6月18日、大阪北部地震で、通学途中の小学生がブロック塀の下敷きになってお亡くなりになりました。このことから、全国でブロック塀に関する対策が講じられてきました。本市でも即座に対策を講じていただきました。私は、ブロック塀でお亡くなりになったのでブロック塀、ではなしに、通学路でお亡くなりになったので、通学路に関する安全点検をしていただくべきであったん違うかなというのを、その当時から非常に強く感じておりました。例えば、倒伏のおそれのある樹木であったり、電柱であったり、倒壊寸前の空き家であったり、地震災害などを想定した点検、また交通事故、防犯面、あらゆる面で調べていただくべきやなと感じていたんです。

いろいろと調べておったら、全国公立小学校を対象に、通学路における緊急合同点検というのを実施されたと、こういう記事が出ておりました。私、これ、知らなかったんですけども、合同ということで、一斉点検の文書を見てますと、右肩に文科省、国交省、厚労省、警察庁と、3省1庁が連携で文書を出されております。この点検結果については、平成30年9月末まで報告する旨と、こういうことで通達があったというふうに、調べたところでは出ておりました。この点検につきまして、どのような点検をしていただいたのか、お尋ねをいたします。

川村副議長 吉川教育委員会理事。

吉川教育委員会理事 教育委員会の吉川でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいま増田議員の質問でございますけれども、葛城市では例年、関係機関に集まっていたしまして、交通面や防犯面について、市内の通学路の安全点検及びその対策を協議願っているところでございます。ただし、本年度につきましては、本年5月に新潟で起きた下校中の児童が殺害されるというような事件を受けましての緊急点検、これがまずあったわけでございますけれども、これにつきましては防犯面についての点検でございました。その項目といたしましては、子どもが1人になったときに周囲の目が少ないということや、路上に死角があり、犯罪が起きても見えにくい、また、明かりがなく、夜間や夕方では犯罪が起きても見えにくいなどの9項目について報告を求められたところでございます。本市におきましては、市内の22カ所について報告をいたしたところでございます。また、大阪北部地震を受けてのブロック塀の点検につきましては、既に対策工事を実施いたしました忍海小学校や當麻スポーツセンターのブロック塀などについて報告したところでございます。

以上でございます。

川村副議長 増田君。

増田議員 この緊急点検については22カ所ということでございました。私、いろいろと調べておたら、県のホームページにも点検に関する報告が、各市町村別に出ておりました。葛城市も出ておりました。そこには105カ所ということで、非常に細かく、交差点がどうか、見えにくいとかという報告があったんです。平成24年以前からも実施をされたと、こういうことなんですけれども、これ、以前と今ご答弁いただいた点検との、どういう流れで、一緒なのか、また違う点検ですよというのか、そこをもう一度ご答弁いただけますか。

川村副議長 吉川教育委員会理事。

吉川教育委員会理事 ただいまの緊急点検と通常の点検との違いということでございますけれども、葛城市におきましては、通常の点検といたしまして、葛城市通学路交通安全プログラムというものを作成いたしておりました。これに基づく通学路の安全合同会議というものを設置しております。この会議において市内通学路の交通面及び防犯面について、安全点検及びその対策について協議願っているところでございます。合同安全会議につきましては、国土交通省、奈良国道事務所、奈良県高田土木事務所、奈良県警察本部、高田警察署、葛城市PTA協議会、そして、市の生活安全課、建設課及び教育委員会事務局で構成されておるところでございます。危険箇所の調査、対応策及びその実施方法などについて、それぞれの立場から検討しているところでございます。実際にこの点検を行っている具体的な手順を申し上げますと、まず1学期に、各学校のPTAによりまして校区内の通学路の調査、確認を行っていただきまして、危険箇所の報告として上げていただきます。その報告を取りまとめ、夏休み初めごろに通学路安全合同会議を開催いたしまして、個々の場所について対応策を協議いたします。その後、夏休み中に合同会議のメンバーが実際の現場に出向き、危険箇所の実態を確認した上で、どのような対応策を行うかというのを決定するという手順となっております。この結果を県のホームページに載せられているという状況でございます。

以上でございます。

川村副議長 増田君。

増田議員 先ほど説明いただきましたように、その会議には県の高田土木も、それから、市の方からは生活安全課、建設課も出席をしていただいて点検をされたということでございますけれども、本来なら増井部長にも、それから吉村部長にも、その辺の各部署としての幅広い点検による今後の対策というのはお聞きをしたいところなんですけれども、時間の都合上、割愛させていただきますけれども、私が非常に懸念するのは、総合点検、緊急点検ということで点検をしていただいておりますが、平成24年からやっていたらいいんです。ところが、その後に地震による事故が発生してると。これ、全国でやってるので、私が聞いているのは、何で平成24年から点検してるのに、下敷きになったブロック塀の高い塀を、安全点検して低くしておかなかったのかなと。どうも合同とか広い見地だとやってる割には、視野の狭い点検やなど、こういう疑問が今も残ってます。そういう意味で、先ほど言いましたように、自然災害による空き家の問題とか、それから、電柱なんか一番地震によって弱い建物といえますか、立ちものでございますので、そういうものも含めて、特に通学路での自然災害対策というのは十分点検をしていただく必要があるのかなというふうに思います。通学路の点検につきまして、市

長の方もお考えがあればお尋ねをしたいと思います。

川村副議長 阿古市長。

阿古市長 通学路の安全対策ということで、いろんな観点からご意見頂戴いたしました。従前のやっ
てるシステムというのは部長の方から答弁ありましたので、そのやり方については省略させ
ていただきます。実際の今までの点検の中で、例えば、交通の便ですとか、夜の明るさの問題
ですとか、ミラーの問題ですとか、さまざまな要望書も、実はPTAの方々が、市Pの方
が200人来られまして、それで大体2、3時間、全箇所、割合と土地勘がありますので、そ
れで写真なり地図を見たら場所がわかりますので、それで1件ずつ、その場で部長を呼んで
これどうするんやとって、全部即決で対応させていただいております。その中で、できな
いものについてはどういう理由でできないのか、もしくはいつできるのか、逆に言えば、そ
ういうのも含めて1件ずつ、全ての項目について直接返答をこの2年間入れさせていただきました。
ですから、その説明をもって、通常、今までの従前のやり方から出てくる事象につ
いては全て対応させていただいてるということでございます。ただ、今回ありました、特に
大阪北部地震でブロック塀が倒れたという、あの話がございます。今の建築基準法で合致し
ないものについては、公共施設については対応を済ませたところでございますけども、校区
の中で学校側等、PTA等が確認された中で、民間の部分については、私有財産でございま
すので税金でというわけにはいきませんが、先ほどからもいろいろ話ありました、次年
度の予算で災害に強いという部分の中で、ブロック塀の補助は検討に入りましたね。民間
のブロック塀のやり直しについての補助制度は、次年度やる方向での検討をさせている最中
でございます。

災害というのは突如として来て、そのときに気づかなかつたなというところも結構あると
思います。例えば、通学路の中で河川が、いつきの大雨の中でオーバーフローして、川と
道の境目が見えないという事象もご報告いただくわけでございます。ガードレール等を設置
するなど個々の対応、気づいたところから、ご指摘いただいたところからどんな対応がで
きるのかというのは、個々に対応していきたいという思いでございます。

以上でございます。

川村副議長 増田君。

増田議員 ご丁寧な答弁ありがとうございます。通学路におきましては、非常に多種多様な被害に見
舞われておるとというのが現状でございます。本市におきましても、このような被害を未然に
防ぐ対策を十分に講じていただくことをお願い申し上げまして、次の質問をさせていただきます。

最後、ご当地ナンバープレートについてのご質問でございます。自動車につきましては、
先日の新聞にも報道されておりました、飛鳥ナンバーというのが公表されました。これは、
当初、吉野町、高取町、橿原市、明日香村が、飛鳥川流域、要するに三宅町、田原本町、明
日香村、高取町、橿原市の5市町村、そういう5自治体で交付できるようになったと、こう
いうことでございます。それと同じく、原付につきましても、各自治体が自由にデザインし
て、大きさは決まっておるといふふうには伺っておりますけども、やっておると。県内でも複数、

御所市なんかもやっておられるというふうに先日お伺いしたんですけども、本市も、冒頭、きょうのご質問にもあった観光振興、こういうふうな意味からも効果的な取り組みではないかなと、こういうふうに思うんですけども、今後の取り組みにつきましてお考えをお尋ねいたします。

川村副議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。ただいまの増田議員のご質問でございます。

ご当地ナンバーの今後の取り組み状況ということでございます。そもそもこのご当地ナンバープレートにつきましては、平成19年、愛媛県松山市が最初ということで、今現在、全国1,741市区町村中509団体、約29%で導入されております。また、奈良県内でも12市町村で導入をされているところでございます。今後の取り組みということでございますけども、現在導入されている自治体へのアンケート調査の結果によりますと、目的といたしまして、地域への愛着心の向上、それから、まちのPR、それと交通安全というものが項目として挙げられております。また、導入のきっかけといたしましては、観光PRですとかイメージキャラクター事業の一環、それから、合併とか市制何周年といった記念事業の1つといった回答でございました。

対象となる小型バイクにつきましては、普通自動車と違いまして行動範囲が狭いということもございまして、広告塔としてのPRは十分な効果が得られないということが懸念されるところでございます。また、費用面につきましても、従前のプレート作成費の約2倍以上の費用が必要ということになります。また、形状等を変更するとなりますと、初回限定でございまして、金型の作成費として約100万円程度の経費が必要というふうな試算をいたしておるところでございます。

こうしたことから、ご当地ナンバーが市民の皆さんの意識、あるいは愛着心、知名度等の向上、観光振興、まちおこしなどの手段の1つとして有効であるかどうか。また、その費用対効果が得られるのかも検討しながら、他市町村の今後の導入状況ですとか目的等に注視をしてみたいと考えておるところでございます。

以上です。

川村副議長 増田君。

増田議員 各県下でも複数の自治体が取組みおると。それぞれのデザインを見てましても、何となく愛着があるといいますか、いろいろと市民からのアンケートとかで盛り上がりを見せた中で考案されておるといふふうにも伺っております。また、先ほど申し上げました飛鳥ナンバー等につきましては、全国的に非常に立派なデザインであるということで注目を浴びておられるとか、それによってその自治体の活性化なり知名度が上がっておるといふこともお見受けをするわけでございます。本市におきましても、そういう明るい話題性のある、土俵婚等も企画していただいている中ではございますけれども、こういう取り組みに着手をしていただく、そういうふうなこともお願いをいたしまして、私の一般質問を以上で終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

川村副議長 増田順弘君の発言を終結いたします。

お諮りをいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村副議長 ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することと決定いたしました。

なお、明日12日午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後4時45分